

IV 導入支援制度

次世代自動車導入のための支援対策（中央省庁等・公的金融機関）

●次世代自動車等の導入に対する支援制度一覧表*

	番号	支援制度の名称	対象車種						支援内容
			FCV	EV/ PHV	CNG	HV	その他	設備	
補助制度	1	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業	●	●	●	●		●	トラック・バス・タクシー事業者における電気自動車及び充電施設の導入又は電気自動車への改造への補助
	2	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	●	●			●		地方公共団体、その他法人及び個人におけるクリーンエネルギー自動車の導入への補助
	3	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金						●	地方公共団体、その他法人及び個人における充電設備の整備への補助
	4	燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金						●	民間企業等における水素供給設備の整備及び新規需要創出活動への補助
	5	地域再エネ水素ステーション導入事業						●	地方公共団体、民間団体及びその他の法人における再生可能エネルギー由来の水素ステーション導入及び保守点検への補助
	6	先進環境対応トラック・バス導入加速事業		●	●	●			トラック・バス所有事業者における先進環境対応トラック・バス導入への補助
	7	水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業	●						地方公共団体、民間団体及びその他の法人における燃料電池フォークリフト・燃料電池バス導入事業への補助
	8	廃棄物収集運搬車の低燃費化事業						●	廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック導入への補助
	9	低炭素型ディーゼルトラック普及加速事業						●	中小トラック運送業者における低炭素型ディーゼルトラックの導入補助
税制上の優遇措置	1	自動車重量税の時的限的免除・軽減措置	●	●	●	●	●		環境性能に応じて自動車重量税を時的限的に免除・軽減
	2	自動車取得税の時的限的免除・軽減措置（新車）	●	●	●	●	●		環境性能に応じて自動車取得税を時的限的に免除・軽減
		中古車の取得に係る特例（自動車取得税）	●	●	●	●	●		中古車の取得の際、環境性能に応じて課税標準から一定額を控除する特例措置
	3	低公害車に係る自動車税・軽自動車税の軽減措置（自動車税・軽自動車税のグリーン化）	●	●	●	●	●		低公害車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税・軽自動車税を軽減する等
	4	グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置		●		●	●		低公害車や急速充電設備等の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置
	6	低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置						●	燃料供給設備の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置
	7	排出ガス規制基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置					●		2014年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）の取得に係る固定資産税の課税標準の特例措置
財政投融资制度	1	㈱日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資	●	●	●	●	●	●	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資
	2	㈱日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資	●	●	●	●	●	●	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資

(注意) FCV：燃料電池自動車、EV：電気自動車、PHV：プラグインハイブリッド自動車、CNG：天然ガス自動車、HV：ハイブリッド自動車
 その他：クリーンディーゼル自動車、オフロード車（建設機械等）、低燃費かつ低排出ガス認定車、ポスト新長期規制適合車などを指す。

* 詳細は、p.151～162の対応箇所参照。

●次世代自動車等の導入に対する補助制度

(1) 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業	
目的	地域の計画と連携し、自動車運送事業者等による次世代自動車への買い換え促進等を図るため、次世代環境対応車の導入を行う者に対し、普及の段階に応じた支援を行う。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車、超小型モビリティを含む）、電気自動車用充電設備及びCNGバス・トラック、ハイブリッドバス・トラックの導入
補助率	(1) 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む。） ・電気バス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ：車両本体価格の1/2～1/3 ・電気タクシー、電気トラック：車両本体価格の1/4 ・プラグインハイブリッドタクシー：車両本体価格の1/5 ・充電設備等：本体価格の1/3又は1/4及び工事費（定額） (2) CNGバス・トラック、ハイブリッドバス・トラック 通常車両価格と対象車両価格の差額の1/3 ※上記対象については、経年車を次世代自動車に改造し導入するものも含む。
問合せ先	地方運輸局、沖縄総合事務局 http://www.mlit.go.jp

(2) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	
目的	クリーンエネルギー自動車の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等）の導入
補助率	クリーンエネルギー自動車の区分に応じて設定された補助対象経費の1/1、2/3、1/3、1/4又は1/12
問合せ先	未定

(3) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金	
目的	電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及を通じて、運輸部門におけるCO ₂ の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、普及に不可欠な充電インフラの整備を促進する。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	充電設備の設置
補助率	補助対象経費の1/1、2/3又は1/2
問合せ先	未定

(4) 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金	
目的	燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を進めることにより、燃料電池自動車の普及による早期の自立的な市場を確立し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造を構築する。
対象者	民間企業等
補助対象	補助対象設備に係る設備整備費、新規需要創出活動に係る経費
補助率	補助対象経費の2/3又は1/2とし、上限額は各設備の規模等による。
問合せ先	経済産業省資源エネルギー庁新エネルギーシステム課水素・燃料電池戦略室 電話 03-3501-7807 ※経済産業省から補助金の交付決定を受けた団体が公募等を実施する予定です。

(5) 地域再エネ水素ステーション導入事業、水素ステーション保守点検支援事業	
目的	再エネ水素ステーションを導入することで、低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進を図る。
対象者	地方公共団体、民間団体及びその他の法人
補助対象	再エネ水素ステーション導入事業（再エネ由来の発電設備、工事費含む） 水素ステーション保守点検支援事業
補助率	再エネ水素ステーション導入事業：補助対象経費の 3/4 又は 1/2 水素ステーション保守点検支援事業：補助対象経費の 2/3
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351(内線 6529)

(6) 先進環境対応トラック・バス導入加速事業	
目的	トラック・バスの各クラスにおいて最も燃費性能のよい先進環境対応車の普及初期の導入加速を支援。
対象者	トラック・バス所有事業者 (営業用車両にあっては大型天然ガストラック及び電気トラックに限る)
補助対象	先進環境対応トラック・バス（基本的にゼロエミッション車を含む、エコカー減税の最も厳しい要件と整合する種類・モデル：電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車）
補助率	標準的燃費水準の車両との差額の一定率 (ハイブリッド車・天然ガス車：1/2、電気自動車：2/3)
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351(内線 6563) ※環境省から補助金の交付決定を受けた団体が公募等を実施する予定です。

(7) 水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業	
目的	低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、空港等へ燃料電池産業車両を導入する。
対象者	地方公共団体、民間団体及びその他の法人
補助対象	燃料電池フォークリフト導入事業 燃料電池バス導入事業
補助率	燃料電池フォークリフト：一般的なエンジン車との差額の 1/2 燃料電池バス：車両本体価格の 1/3
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351(内線 6529)

(8) 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業	
目的	地球環境の保全及び循環型社会の形成に資すること
対象者	廃棄物処理業を行う事業者（自動車の貸渡し（リース）を業とする者（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業を行う廃棄物処理業を行う事業者に貸し渡す者に限る）を含む）
補助対象	廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトトラックの導入事業
補助率	同等の運搬能力を有する車両との差額の 1/3
問合せ先	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 電話：03-3581-3351(内線 7881) ※環境省から補助金の交付決定を受けた団体が公募等を実施する予定です。

(9) 低炭素型ディーゼルトトラック普及加速化事業	
目的	ディーゼルトトラックの更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導し、保有車の燃費水準向上を図る。
対象者	中小トラック運送業者
補助対象	低炭素型ディーゼルトトラック（大・中型は 2015 年度燃費基準 + 5% 以上、小型は同 + 10% 以上達成車）の導入
補助率	標準的燃費水準の車両との差額の 1/3（燃費の劣る旧型車両の廃車を伴う場合は同 1/2）
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351(内線 6563) ※環境省から補助金の交付決定を受けた団体が公募等を実施する予定です。

●次世代自動車等の導入に対する税制上の優遇措置制度（平成 29 年度）

(1) 自動車重量税の軽減措置（エコカー減税）		
制度内容	平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日の間に新車新規検査を受けた場合、環境性能に応じて自動車重量税を時限的に免除・軽減。 ※ 1 「免税」が適用された後の初回継続検査等（2 回目車検）についても「免税」が適用。 ※ 2 平成 29 年度税制改正により減税対象外となる自動車のうち、適用期間中に新車新規登録等を受ける車両を取得する場合に限り適用（1 回限り）。	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減又は平成 30 年排出ガス規制適合車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制又は平成 30 年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 30% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG 車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減又は平成 30 年規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減又は平成 28 年規制適合車でかつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 	免除
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG 車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減又は平成 30 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減車又は平成 28 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 	75% 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG 車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減車又は平成 30 年排出ガス基準適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減車又は平成 28 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 	50% 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG 車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減車で、かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） 	25% 軽減

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 30 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) 	25% 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 28 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG 車に限る。) 	本則税率 ※ 2
(注) <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車：車両総重量 2.5 トン以下及び乗車定員 10 人以下の自動車 ・軽量車：車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 		

(2) 自動車取得税の軽減措置 (エコカー減税)

制度内容	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の間に新車を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を時限的に免除・軽減。	
新車 措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 (燃料電池自動車を含む) ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減車又は平成 30 年排出ガス規制適合車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制又は平成 30 年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +30% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車又は LPG 自動車に限る。) ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車又は LPG 自動車に限る。) ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 30 年排出ガス基準適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 28 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 	非課税
	<ul style="list-style-type: none"> ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車に限る。) ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 30 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減又は平成 28 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 	80% (中量車、重量車は 75%) 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車又は LPG 自動車に限る。) ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車に限る。) 	60% (中量車、重量車は 50%) 軽減

新車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成30年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成28年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車 	60% (中量車、重量車は50%) 軽減
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車又はLPG自動車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車に限る。） ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ平成27年度燃費基準達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減又は平成30年排出ガス規制適合車で、かつ平成27年度燃費基準達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成28年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準達成車 	40% (中量車、重量車は25%) 軽減
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車に限る。） 	20%軽減
制度内容	新車購入以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減		
期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日		
中古車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10%低減又は平成30年排出ガス規制適合車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制又は平成30年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成32年度燃費基準+30%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車又はLPG自動車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+25%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減又は平成28年排出ガス規制適合車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	45万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+20%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） 	35万円控除

中古車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) 	35万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減又は平成28年排出ガス規制適合車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減又は平成28年排出ガス規制適合車かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	25万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減又は平成28年排出ガス規制適合車かつ平成27年度燃費基準達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	15万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) 	5万円控除
(注) <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車：車両総重量2.5トン以下及び乗車定員10人以下の自動車 ・軽量車：車両総重量2.5トン以下のバス・トラック ・中量車：車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量3.5トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車 			

(3) 自動車税の軽減措置(グリーン化特例)		
制度内容	平成29年度に新規に取得した分について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制に適合又はポスト新長期規制(NOx)10%低減) ・クリーンディーゼル乗用車 	概ね75%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制又は平成30年排出ガス規制適合車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+30%達成車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+10%達成車 	概ね50%軽減

措置内容	・ガソリン車又はLPG車：13年超 ・ディーゼル車：11年超 ※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車のみ）、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く。	概ね15%重課
	(注)・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車	

(4) 軽自動車税の軽減措置（グリーン化特例）

制度内容	平成29年度取得分（新車に限る）について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について初めて車両番号の指定を受ける場合、翌年度1年間の軽自動車税を軽減。また、初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車については、経過した年度の翌年度以降の軽自動車税を重課。	
措置内容	・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合又はポスト新長期規制（NOx）10%低減）	概ね75%軽減
	○乗用車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+30%達成車（ガソリン車に限る） ○軽貨物車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+35%達成車（ガソリン車に限る）	概ね50%軽減
	○乗用車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+10%達成車（ガソリン車に限る） ○軽貨物車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+15%達成（ガソリン車に限る）	概ね25%軽減
	・初めて車両番号の指定を受けてから13年超を経過した三輪以上の軽自動車 ※電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車のみ）、メタノール自動車、被けん引車を除く。	概ね20%重課
	(注)・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車	

(5) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置

制度内容	プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（トラック・バス）、電気自動車の取得に係る特別償却制度
措置内容	青色申告を行う個人事業者又は法人が、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に上記の対象設備を取得し（補助制度による取得を除く）、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として特別償却できる制度

(6) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置

制度内容	燃料供給設備（天然ガス、水素）の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置（～平成31年3月31日）
措置内容	・政府の補助を受けて取得した設備の最初の3年間の課税標準を2/3 （天然ガスステーション：4,000万円以上・水素ステーション：1億5,000万円以上）

(7) 排出ガス規制基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置

制度内容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）における2014年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）のうち、平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間（定格出力が19kW以上56kW未満のものは平成28年9月30日までの間）に取得されたものの固定資産税の課税標準の特例措置
措置内容	・取得後3年度分の固定資産税の課税標準を1/2

●次世代自動車等の導入に対する税制上の優遇措置制度（平成30年度）

(1) 自動車重量税の軽減措置（エコカー減税）		
制度内容	平成30年5月1日～平成31年4月30日の間に新車新規検査を受けた場合、環境性能に応じて自動車重量税を時限的に免除・軽減。 ※1 「免税」が適用された後の初回継続検査等（2回目車検）についても「免税」が適用。 ※2 平成29年度税制改正により減税対象外となる自動車のうち、適用期間中に新車新規登録等を受ける車両を取得する場合に限り適用（1回限り）。	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10%低減又は平成30年排出ガス規制適合車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制又は平成30年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+40%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+25%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減又は平成30年規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減又は平成28年規制適合車でかつ、平成27年度燃費基準+15%達成車 	免除
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+20%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減又は平成30年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成28年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車 	75%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+15%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成30年排出ガス基準適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成28年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車 	50%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車で、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） 	25%軽減

措置 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 30 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) 	25% 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 28 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出基準 50% 低減車で、かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車、LPG 車に限る。) 	本則 税率 ※2
	(注) <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車：車両総重量 2.5 トン以下及び乗車定員 10 人以下の自動車 ・軽量車：車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上又は平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上有害物質を低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 	

(2) 自動車取得税の軽減措置 (エコカー減税)

制度 内容	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の間に新車を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を時限的に免除・軽減。	
新車 措置 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 (燃料電池自動車を含む) ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減車又は平成 30 年排出ガス規制適合車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制又は平成 30 年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +40% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車又は LPG 自動車に限る。) ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車又は LPG 自動車に限る。) ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 30 年排出ガス基準適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 28 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 	非課税
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +30% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車又は LPG 自動車に限る。) ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車に限る。) ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減車又は平成 30 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。) ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減又は平成 28 年排出ガス規制適合車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 	80% (中量車、重量車は 75%) 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車又は LPG 自動車に限る。) ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッドを含むガソリン車に限る。) 	60% (中量車、重量車は 50%) 軽減

新車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成30年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成28年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車 	60%（中量車、重量車は50%）軽減
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車又はLPG自動車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車に限る。） ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ平成27年度燃費基準達成車（ハイブリッドを含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減又は平成30年排出ガス規制適合車で、かつ平成27年度燃費基準達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る） ・ポスト新長期規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッド車を含むディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減車又は平成28年排出ガス規制適合車で、かつ、平成27年度燃費基準達成車 	40%（中量車、重量車は25%）軽減
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準達成車（ハイブリッドを含むガソリン車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車に限る。） 	20%軽減
制度内容	平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に新車購入以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減		
中古車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10%低減又は平成30年排出ガス規制適合車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制又は平成30年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成32年度燃費基準+40%達成車（ハイブリッドを含むガソリン車又はLPG自動車に限る。） ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+25%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減又は平成28年排出ガス規制適合車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	45万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成32年度燃費基準+30%達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） ・☆☆☆又は平成30年排出ガス基準25%低減車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車（ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。） 	35万円控除

中古車	措置内容	○重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減又は平成 28 年排出ガス規制適合車かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ハイブリッド自動車に限る。)	35 万円控除
		○乗用車 ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車かつ平成 32 年度燃費基準 ++20% 達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減車かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ○重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減又は平成 28 年排出ガス規制適合車かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ハイブリッド自動車に限る。)	25 万円控除
		○乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車かつ平成 32 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車かつ平成 27 年度燃費基準達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ・☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減車かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ハイブリッド車を含むガソリン車に限る。) ○重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減又は平成 28 年排出ガス規制適合車かつ平成 27 年度燃費基準達成車 (ハイブリッド自動車に限る。)	15 万円控除
		○乗用車 ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車かつ平成 32 年度燃費基準達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車	5 万円控除
		(注) ・乗用車：車両総重量 2.5 トン以下及び乗車定員 10 人以下の自動車 ・軽量車：車両総重量 2.5 トン以下のバス・トラック ・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車	

(3) 自動車税の軽減措置 (グリーン化特例)		
制 度 内 容	平成 30 年度に新規に取得した分について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度 1 年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG 車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。	
措 置 内 容	・電気自動車 (燃料電池自動車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車 (平成 30 年排出ガス規制に適合又はポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減) ・クリーンディーゼル乗用車 ポスト新長期規制又は平成 30 年排出ガス規制適合車 ・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +30% 達成車	概ね 75% 軽減
	・☆☆☆☆又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車で、かつ、平成 32 年度燃費基準 +10% 達成車	概ね 50% 軽減
	・ガソリン車又は LPG 車：13 年超 ・ディーゼル車：11 年超 ※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 (ガソリン車のみ)、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く。	概ね 15% 重課
	(注)・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車	

(4) 軽自動車税の軽減措置（グリーン化特例）		
制度内容	平成30年度取得分（新車に限る）について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について初めて車両番号の指定を受ける場合、翌年度1年間の軽自動車税を軽減。また、初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車については、経過した年度の翌年度以降の軽自動車税を重課。	
措置内容	・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合又はポスト新長期規制（NOx）10%低減）	概ね75%軽減
	○乗用車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+30%達成車（ガソリン車に限る） ○軽貨物車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+35%達成車（ガソリン車に限る）	概ね50%軽減
	○乗用車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成32年度燃費基準+10%達成車（ガソリン車に限る） ○軽貨物車 ・☆☆☆☆又は平成30年排出ガス基準50%低減車で、かつ、平成27年度燃費基準+15%達成（ガソリン車に限る）	概ね25%軽減
	・初めて車両番号の指定を受けてから13年超を経過した三輪以上の軽自動車 ※電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車のみ）、メタノール自動車、被けん引車を除く。	概ね20%重課
	(注)・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車	

(5) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置	
制度内容	プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（トラック・バス）、電気自動車の取得に係る特別償却制度
措置内容	青色申告を行う個人事業者又は法人が、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に上記の対象設備を取得し（補助制度による取得を除く）、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として特別償却できる制度

(6) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置	
制度内容	燃料供給設備（天然ガス、水素）の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置（～平成31年3月31日）
措置内容	・政府の補助を受けて取得した設備の最初の3年間の課税標準を2/3 （天然ガスステーション：4,000万円以上・水素ステーション：1億5,000万円以上）

(7) 排出ガス規制基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置	
制度内容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）における2014年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）のうち、平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間（定格出力が19kW以上56kW未満のものは平成28年9月30日までの間）に取得されたものの固定資産税の課税標準の特例措置
措置内容	・取得後3年度分の固定資産税の課税標準を1/2

次世代自動車導入のための支援（地方公共団体）

●補助制度

本ガイドブック発行時点で公表可能な情報を中心に、環境省が独自に調査しているため、必ずしも全ての情報を掲載できているわけではありません。

また、掲載情報は、調査時点での内容であり、地方議会における審議結果などを受けて、変更となる場合があります。

最新の情報については、各地方公共団体のホームページにてご確認ください。

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象（車両・燃料供給施設等）	補助対象者	補助率・補助限度額等	
北海道	札幌市次世代自動車購入等補助制度	新品として年度内に購入されるもので、市内で使用される以下の設備 ①次世代自動車 ・事業者が自らの事業に4年間以上使用する電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車（緑ナンバーのうちバス、トラックに限る）、天然ガス自動車 ・市民が5年間以上使用する電気自動車、燃料電池自動車 ②市民が設置し8年以上使用するV2H充電設備	・市内で1年以上同一事業を営む事業者（個人事業主を含む） ・市民 ・上記事業者または市民に次世代自動車をリースする自動車リース事業者 ※使用者は市税の滞納のない者に限る	①電気自動車：搭載された蓄電池容量(kWh)に補助単価(4,000円/kWh)を乗じて得た額(上限30万円) 燃料電池自動車：国等が示す一般車両との価格差から国補助額を差し引いた残額の2分の1を補助(上限50万円) ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車：国等が公示する一般車種との差額の1/10(上限30万円) ②本体購入価格の1/3(上限25万円)	
	羽幌町環境配慮型設備等導入促進事業費補助金	①電気自動車の購入 ②電動バイクの購入 ③電気自動車・電動バイク購入に伴う充電設備の施設改修	大字天売又は焼尻に住所を有するもの	①本体価格の10%以内(上限200,000円) ②一律20,000円 ③改修費用の50%以内(上限50,000円)	
	陸別町	陸別町日産自動車新車購入費助成金 ・電気自動車購入助成	日産の電気自動車(リーフ) ※町内自動車販売店で購入すること	町民	日産リーフ 50万円
青森県	七戸町クリーンエネルギー促進事業費補助金	①電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV) ②家庭用充電設備(200V)	町民または町内事業者	①車両価格の1/10(上限103千円) ②設備費用の4/5(上限103千円)	
岩手県	葛巻町	エコ・エネ総合対策事業費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車の購入費用	町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人	車両本体価格の1/20以内(上限5万円) ※千円未満の端数は切り捨て
	岩手町	電気自動車普及促進事業費補助金	電気自動車(ハイブリッド車を除く)	町民または町内事業者	車両本体価格(税抜き)の5%、上限10万円 (町内共通商品券による交付)
	金ケ崎町	金ケ崎町ハイブリッドカー購入補助金	町内で生産されたハイブリッドカーで平成32年12月31日までに新規登録されたもの。ただし、リース契約によるものは除く。	個人及び事業者。新規に対象自動車を購入し、新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有する者。対象自動車の使用の本拠の位置が町内であること。	1台につき5万円を交付。個人は1人あたり1台、事業者は1業者あたり1台。
宮城県	燃料電池自動車等導入促進事業補助金	・燃料電池自動車の導入 ・燃料電池自動車と接続して使用する外部給電器の導入	・県内に引き続いて1年以上住所を有する個人 ・県内に引き続いて1年以上事務所又は事業所を有する法人 ・上記の個人、法人に対してリース契約で対象車両等を導入するリース事業者	・燃料電池自動車 以下のイ、ロのうち低い額 イ(車両本体の購入価格-基準額)×1/3 ロ 上限額(101万円又は104万円) ・外部給電器 以下のイ、ロのうち低い額 イ 機器本体の購入価格×1/2-国等の補助額 ロ 上限額(54万円)	
宮城県	仙台市	仙台市低床バス車両等導入事業補助金	○環境対応車(CNGバス、優良ハイブリッドバス)の導入	市内を運行するバス路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	次のいずれか少ない額で、かつ国庫補助額を限度とし、市長が定める額。 ・環境対応車導入経費の1/4 ・通常価格との差額の1/3
	大衡村	万葉クリーンエネルギーカー導入促進補助金	ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車	新車登録時点において1年以上大衡村に在住している個人。世帯員に村税等の滞納がない者。	村内に所在する工場で生産された補助対象車両 6万円 軽自動車(補助対象車両) 2万円 それ以外の補助対象自動車 3万円 ※新規登録した日から2か月以内の申請を行うこと ※1人1回限りの申請
茨城県	茨城県水素供給設備新規需要創出活動補助金	水素供給設備(水素ステーション)の運営を通して行う燃料電池自動車の新規需要創出活動に要する経費	次の(1)。(2)をともに満たす者。 (1)県内で水素供給設備を運営すること。 (2)一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業」に係る補助金の交付決定を受けていること。	補助上限額:5,000千円(定額補助)	
茨城県	つくば市クリーンエネルギー自動車購入補助金	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・ミニカー(電動かつ4輪のものに限る) ・V2Hシステム(ヴィークルトゥホーム)	・市内居住者(個人) ・過去5年、つくば市から同様の補助金の交付を受けていないこと	・電気自動車 ……12万円/台 ・燃料電池自動車…30万円/台 ・ミニカー ……2万円/台	

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
茨城県	神栖市	神栖市電気自動車普及促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車(電気自動車)の導入・リース 急速充電設備の導入・リース 	事業者、市民	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車：税抜き車両本体価格の1/10(上限20万円) 急速充電設備：税抜き設備本体価格の1/5(上限75万円)
	美浦村	美浦村地球温暖化対策機器設置等補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	村内に使用の本拠を置く低公害対策車を導入する個人又は事業者	電気自動車：一律10万円 プラグインハイブリッド自動車：一律5万円
栃木県	宇都宮市	家庭向け低炭素化普及促進補助事業	蓄電池を備えた自動車 太陽光EV連携機器	個人(市民)	補助対象経費の10%(上限30万円)
	佐野市	電気自動車購入支援事業	電気自動車の導入・リース	佐野市民	補助率：30,000円/台
	鹿沼市	鹿沼市再生可能エネルギー設備導入報奨金	電気自動車等充電設備	個人(市民)	一律50,000円
	日光市	日光市住宅用電気自動車等充電設備設置費補助金	電気自動車等に充電するための充電設備(充電コンセント等)で、入力電力が200Vの充電設備の新たな設置	市内に住所を有する個人・法人でEV・PHVを新たに取得又はリースし、自らの使用のために設置する者	本体価格及び設置工事費の合計(税抜)から他の補助金等を控除した額の1/2 上限5万円
		電気自動車等導入支援事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> EV・PHV 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金の対象車両で、車両外部に電力供給が可能であること。 V2H 太陽光発電が設置されている住宅に設置する電気自動車充電システムで、太陽光発電との連携が可能なるものであること。 	市内に住所を有する個人でEV・PHV及びV2Hを新たに取得又は設置する者	EV・PHV・V2Hそれぞれ定額10万円 (EV・PHVはいずれか各世帯1台限り、V2Hとの併用可)
小山市	小山市クリーンエネルギー自動車購入費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車(EV) プラグインハイブリッド自動車(PHV) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の自動車販売店で対象自動車を新車購入した者 車検証登録日において、引続き6ヶ月以上住民基本台帳に登録されていた者 市税等の滞納がない者 	EV 3万円 PHV 2万円	
大田原市	大田原市クリーンエネルギー自動車購入費補助金	電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車(電力を外部供給できるものに限る)の導入	市内に住所を有し、自家用車として新車で購入する者	1台当たり100,000円	
群馬県	みなかみ町	みなかみ町電気自動車等充電設備設置費補助金	電気自動車等の充電設備の設置 (1)200Vの普通充電設備(100Vの普通充電設備は不可) (2)急速充電器(中速充電器を含む)	町内の宿泊事業者及び観光振興に資する事業者	設置する充電設備の購入費及び設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の全部。ただし、補助金の上限は4万円。
埼玉県		埼玉県燃料電池自動車導入促進事業補助金	【導入・リース】 ・燃料電池自動車	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事務所若しくは事業所を有する法人 県内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人 	100万円
埼玉県	さいたま市	さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金	次世代自動車の導入・リース	事業者・市民	補助限度額 EV 5万円・FCV 50万円
		さいたま市低公害車普及促進対策補助金	次世代自動車の導入・リース	事業者・市民	補助率 CNGバス 1/4(幼稚園バスの場合 1/2) 限度額なし 優良ハイブリッドバス 1/4 限度額40万円 CNGトラック 1/4 限度額4t未満 20万円 4t以上 50万円 優良ハイブリッドバス 1/4 限度額4t未満 19万2千円 4t以上 40万円 LPGハイブリッドタクシー 限度額30万円
	さいたま市ハイパーエネルギーステーション整備事業費補助金	電気自動車充電設備及び蓄電池、太陽光発電システムを設置し、ハイパーエネルギーステーションとしての機能を有する場合の設置費用	事業者	補助限度額 対象経費補助率1/3又は700万円のいずれか低い額	
	戸田市	戸田市電気自動車等導入費補助金	<導入及びリース> ①電気自動車【EV】 ②プラグインハイブリッド車【PHV】 ③燃料電池自動車【FCV】 ④据置型電気自動車等充電設備【V2H】	個人、事業者	EV(15万円)、PHV(10万円)、FCV(50万円)、V2H(5万円)
	杉戸町	杉戸町次世代自動車普及促進対策補助金交付要綱	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	町民	1台につき50,000円
上尾市	上尾市省エネ対策推進奨励金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、電動バイク(リース契約含む)	上尾市内に住所を有し、かつ市税を滞納していないもの	電気自動車購入費用の1/2か5万円のいずれか少ない額 プラグインハイブリッド自動車購入費用の1/2か3万円のいずれか少ない額 電動バイク購入費用の1/2か1万円のいずれか少ない額	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
埼玉県	熊谷市	熊谷市低公害・低燃費軽自動車導入奨励事業補助金	平成29年4月2日～平成30年4月1日に新車登録をし、平成30年度熊谷市軽自動車税がグリーン税制の対象となった軽自動車 ※自動車販売業者等有する販売用自動車は除く。	対象軽自動車の平成30年度熊谷市軽自動車税を完納した納税義務者で、申請時点において継続して対象軽自動車を所有又は使用しており、熊谷市税等を完納している方	補助対象軽自動車の軽自動車税額
		熊谷市電気自動車等急速充電設備設置費補助金	国の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」の交付を受けて新たに設置する電気自動車等の急速充電設備	国の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」の交付を受けて電気自動車等の急速充電設備を設置する事業者	補助対象経費から国の補助金交付額を差し引いた額の1/2、上限50万円
	日高市	日高市燃料電池自動車導入促進事業補助金	燃料電池自動車	市民・市内に事務所、事業所を有する法人	30万円
	草加市	草加市地球温暖化防止活動補助金	次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車)	①実績報告書提出時において、住民基本台帳に記載されている者 ②市税を滞納していないこと	1件 20,000円
	東松山市	東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金	【導入設備】 ・V2H 【導入車両】 ・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車	【導入設備】 ・自ら居住する又は居住予定の市内の住宅に補助対象設備を設置する方(住宅の新築に合わせた補助対象設備の設置を含みます。) ・自ら居住する予定の補助対象設備が設置された建売住宅を購入する方 【導入車両】 ・補助対象車両を導入し、かつ初度登録時における住所が市内にある方	【導入設備】 ・V2H(自立運転時に太陽光発電設備との連携技術を備えた系統連系型のV2H):20万円 ・V2H(上記以外):5万円 【導入車両】 ・電気自動車(V2Hに係る補助申請を同時に行う場合):15万円 ・電気自動車(上記以外):10万円 ・プラグインハイブリッド自動車(V2Hに係る補助申請を同時に行う場合):10万円 ・プラグインハイブリッド自動車(上記以外):5万円
	所沢市	所沢市スマートエネルギー補助金(家庭用)	エコカー(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)の購入・リース ※中古品又は自作品でないもの ※リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの	次の要件を全て満たすもの ①自らが居住する市内の住宅に補助対象事業を実施する者 ②補助金の申請時又は実績報告時に所沢市に住居登録されている者 ③補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない者 ④同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車:一律10万円 ・燃料電池自動車:一律50万円 ※三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合には補助金額の20%を加算する。 ※市内事業者と契約を結び、その事業者から領収書等の発行を受けられる場合には、補助金額の10%を加算する。
		所沢市スマートエネルギー補助金(事業者用)	【エコカーに係る補助対象項目及び補助対象項目の対象要件】 ・エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の購入・リース ※中古品又は自作品でないもの ※補助金の交付の申請をうけた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ※リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの 【エコカー充電設備に係る補助対象項目及び補助対象項目の対象要件】 ・エコカー充電設備(急速充電器、普通充電器)の設置 ※中古品又は自作品でないもの ※補助金の交付の申請をうけた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ※リース契約の場合には、8年以上の契約期間を設けているもの ※不特定多数の利用が可能であるもの ※補助対象項目に係る補助対象経費の合計が100万円以上(税込)である事業	次の要件を全て満たすもの ①自らが事業を営む市内の事業所に、補助対象事業を実施する個人又は法人 ②埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者 ③補助金の申請時、実績報告時に市税の滞納がない者 ④同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者 ⑤個人にあつては、実績報告時に本市の住民基本台帳に登録されている者。 ※平成30年度内に契約から納車又は工事完了までを完了する者が対象	・エコカー 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車:10万円/台 燃料電池自動車:50万円/台 ・エコカー充電設備 補助対象経費の5分の1(上限額200万円) ※「所沢市企業立地支援条例」に基づく認定を受けた事業の場合には、上限額を100万円加算する。

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
埼玉県	深谷市	深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金(H30予定)	電気自動車等充給電設備(V2H) 【補助事業の要件】 以下の全てに該当するもの (1)電気自動車等(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車)に搭載された電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できる機能を有するものであること。 (2)当該年度に購入及び設置をしたものであること。 (3)未使用品であること。	次のいずれにも該当するもの。 (1)補助事業を実施した者又は補助事業を実施した者と生計を一にする者が、市の住民基本台帳に該当者が記録されている住所にある住宅において、現に居住する個人であること。 (2)補助事業を実施した者が当該住宅の所有者でない場合又は該当者の他にも当該住宅の所有者がいる場合は、全ての所有者の同意を得ていること。 (3)市税を滞納していないこと(補助事業を実施する者が2人以上であるときは、そのすべての者が市税を滞納していないこと)。 (4)補助金の交付の申請をしようとする補助事業と同種のものに対して、過去に市の補助金の交付を受けていない者であること。	【補助額】 補助事業ごとに1事業につき60,000円 ※補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額が60,000円に満たないときは、補助金の交付の対象としない。
	川口市	川口市地球温暖化対策活動支援金	・燃料電池自動車(FCEV) ・転売目的または中古品でないこと。	・市内に住所を有し、かつ居住している個人 ・市税の滞納がないもの	・1台につき上限50万円とし、5台まで
	鴻巣市	鴻巣市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助金	・V2H充電設備 ・V2H充電設備及び当該設備対応車両の購入	補助金の交付を受けることができる者は、市内の住宅に住宅用新・省エネルギー機器を設置し、又は当該機器の設置された市内の新築の住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する者であって、次に掲げる要件を備えている者とする。 (1)市内に住所を有していること。 (2)市税を完納していること。 (3)住宅用新・省エネルギー機器を設置する建築物及びその敷地等に建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等の違反がないこと。 2 同一世帯で同一建築物に対する補助金の交付は、1会計年度内に1機器とする。ただし、雨水貯留槽システム及びHEMS機器については、他の住宅用新・省エネルギー機器に対する補助金と合わせて交付することができる。	・V2H充電設備 5万円以内/件 ・V2H充電設備及び当該設備対応車両の購入 10万円以内/件
千葉県	千葉市	(仮称)千葉市電気自動車普及促進事業補助金(H30予定)	・電気自動車	市民(個人)	10万円/台
		千葉市低公害車普及促進事業補助金	[低公害ごみ収集車導入事業] ・天然ガス自動車 ・ハイブリッド自動車 [低公害車導入事業] ・天然ガスバス ・ハイブリッドバス ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガスバスに改造した車両 ・天然ガストラック ・ハイブリッドトラック ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガストラックに改造した車両	[低公害ごみ収集車導入事業] 市から一般廃棄物の収集若しくはは運搬の委託を受けた者又は一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者 [低公害車導入事業] 国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」に定める「事業Ⅲ」の補助対象事業者であり、かつこの補助金の交付を受ける者	[低公害ごみ収集車導入事業] ①補助率 補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との差額の1/3 ②補助限度額 30万円/台 [低公害車導入事業] ①補助率 補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との差額の1/3 なお、使用過程にあるディーゼル車の天然ガス自動車への改造については、当該改造に要する経費(ただし、当該改造に要する経費には、使用過程にあるディーゼル車の天然ガスバス又は天然ガストラックへの改造に付随して生ずる洗浄等の経費は含めないものとする。)の1/3 ②補助限度額 ・天然ガスバス(小型バスを除く):200万円/台 ・天然ガス小型バス:100万円/台 ・ハイブリッドバス:100万円/台 ・天然ガストラック:30万円/台 ・ハイブリッドトラック:30万円/台

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
千葉県	松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金	<ul style="list-style-type: none"> 車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの 車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもの 申請日において、自動車検査証に新規登録された日から起算して6カ月以内であるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 電気自動車又は燃料電池自動車(新車に限る。)を購入又は賃貸借(リース)すること。 自動車検査証において、当該クリーンエネルギー自動車の使用者の住所及び使用の本拠の位置が松戸市内であること。 住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者又は市内に事業所を有し、事業を営んでいる事業者であること。 市税を滞納していないこと。 代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者又は個人が松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。 	電気自動車：1台につき30,000円を上限額とする。 燃料電池自動車：1台につき50,000円を上限額とする。 ※ハイブリッドカー、プラグインハイブリッドカーは対象外。
	松戸市燃料電池自動車用 水素供給設備設置費補助金	市内において、一般社団法人次世代自動車振興センターから「水素供給設備整備事業費補助金(燃料電池自動車用 水素供給設備設置補助事業)交付規程」に基づく「水素供給設備整備事業費補助金交付決定通知書」の交付を受けた事業を行うこと。	<ol style="list-style-type: none"> 市税を滞納していないこと。 代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者又は個人が松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。 	燃料電池自動車用 水素供給設備設置に要した費用(税を除く。)とし、300,000円を超える場合は300,000円。 ※事前に担当まで要相談
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	電気自動車等 充電設備(電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備で、かつ、電気自動車等から住宅への電力の供給が可能な設備)	<ul style="list-style-type: none"> 自分が住む市内の住宅(店舗等と併用可)に未使用品の住宅用省エネルギー設備を設置した方、または未使用品の住宅用省エネルギー設備が設置された市内の住宅を購入した方で、次のいずれにも当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> 上記住宅の所在地に住民登録していること 市税を滞納していないこと 住宅を自分が所有していない場合(マンション、賃貸、他の家族名義など)は、所有者の設置の承諾を受けていること 平成25年10月1日以降に工事請負契約または住宅の売買契約を締結して、平成31年3月20日までに設置を完了していること 	設備の購入及び設置工事に係る費用の額から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額(国から補助金の交付を受けている場合にあっては、国の補助金の額を差し引いた額)(上限5万円)
東京都	流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金	電気自動車等の充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能である電気自動車 充電設備	<ul style="list-style-type: none"> 流山市の住民基本台帳に登録されている者 市税を滞納していない者 住宅の全ての所有者に電気自動車 充電設備を設置することについて同意が取れている者 流山市暴力団排除条例(平成24年流山市条例第25号)第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもない者 	【電気自動車 充電設備】 ・補助金額：5万円。
	鎌ヶ谷市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業	電気自動車等に充電するための「急速充電設備」「普通充電設備」「V2H充電設備」「充電用コンセント」「充電用コンセントスタンド」が対象。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に補助対象設備を設置した方 鎌ヶ谷市内の住宅に居住し、住民登録を完了している方 鎌ヶ谷市税を滞納していない方 申請日の年度かその前年度に設置工事に着手し、完了した方 電気自動車等を所有している方 ※その他詳細は最新年度版の「申請の手引き」等を参照 	補助対象経費の4分の1に相当する額(上限2万5千円)
	東京都民営バス事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助	都が定める優良ハイブリッドバスで、都内に使用の本拠地を置く車両	バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額：2,500千円
東京都一般貨物自動車運送事業者等に係る低公害・低燃費車導入促進補助	都が定める優良ハイブリッドトラックで、都内に使用の本拠地を置く車両	<ul style="list-style-type: none"> 都内に事務所を有する中小企業、個人事業者で、一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者 前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額：最大積載量4t未満 164千円、最大積載量4t以上 571千円 	
東京都民間事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助	圧縮天然ガス(CNG)自動車(車両総重量3.5t以下の車両を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 使用の本拠の位置を都内に置く自動車を所有する中小企業、個人事業者 前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 車両総重量8t超 200千円 車両総重量3.5t超8t以下 100千円 	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
東京都	東京都ハイブリッド塵芥車導入促進補助	公益財団法人日本自動車輸送技術協会が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先進環境対応トラック・バス導入加速事業)」の補助対象となるハイブリッド車であり、かつ回生エネルギーをバッテリーに蓄え、そのエネルギーをバッカー部分の動力として使用できる塵芥車で、都内に使用の本拠地を置き、最大積載量が4t未満で家用に供される車両	<ul style="list-style-type: none"> 都内に事務所又は事業所を有する中小企業及び個人事業者で、産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を現に受けている事業者 前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	公益社団法人日本自動車輸送技術協会が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先進環境対応トラック・バス導入加速事業)交付規程に基づき算出する補助金交付額に2分の1を乗じた額とし、1台あたり195千円を限度とする。
	電気自動車等の普及促進事業	クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金(CEV補助金)の対象となる電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	<ul style="list-style-type: none"> 都内に事務所又は事業所を有する中小事業者、個人事業者 前者に補助対象車両のリースを行うリース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/2 補助限度額：電気自動車 200千円、プラグインハイブリッド自動車 100千円
	電動バイクの普及促進事業	電動バイク	<ul style="list-style-type: none"> 都内に事務所又は事業所を有する中小事業者、個人事業者 前者に補助対象車両のリースを行うリース事業者 	車両本体価格のうち、同種同格のガソリン車との差額から国補助額を除いた額
	次世代タクシーの普及促進事業	(1)電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車のタクシー (2)環境性能の高いUDタクシー(※) (※)環境性能の高いUDタクシーとは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって、車いすのまま乗降できるスロープ又はリフトを初度登録時に装備しているタクシー車両を指す。	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗用旅客自動車運送事業者 上記に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者にリースを行うリース事業者 	(1)電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車のタクシー <ul style="list-style-type: none"> 車両本体価格からUD対応経費を除いた経費の6分の1(補助限度額100万円) (2)環境性能の高いUDタクシー <ul style="list-style-type: none"> UD対応経費(※)から国補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)を除いた額(上限60万円) (※)UD対応経費とは、環境性能の高いUDタクシーの車両本体価格から同種・同格の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車の車両本体価格を減じた額を指す。
	集合住宅における充電設備導入促進事業	充電設備及び太陽光発電システムの購入費及び設置工事費	集合住宅の所有者又は管理組合等	設備購入費及び工事費から国の補助額を除いた額と国補助上限額のいずれか低い額
	燃料電池自動車等の導入促進事業	①燃料電池自動車の導入・リース ※自動車検査証における使用の本拠と所有者の住所が都内にあること等が要件 ②燃料電池自動車の導入・リース ③燃料電池バスの導入・リース ④外部給電機器の導入・リース ※※都内に設置、または主として都内で使用されること、車検証上の使用の本拠が都内である燃料電池自動車を所有または使用すること等が要件	①都内の法人または個人 ②都内市区町村 ※水素エネルギーの普及拡大に資すると認められた取組など、都が定めた要件のいずれかを満たす必要がある。 ③旅客自動車運送事業者等 ④都内の法人または個人、都内市区町村	①[一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程に基づき算定する補助金交付額]の1/2 ②[一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程に基づき算定する補助金交付額]と同額 ③[通常のバスとの差額から国補助を差し引いた額] ※上限3000万円 ④[外部給電機器本体の購入に要する費用]の1/2 国等の補助金を充当する場合は、[助成対象経費の1/2から当該補助を控除した額] ※上限40万円
	東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業	都内市区町村による燃料電池自動車の導入・リース	都内市区町村 ※水素エネルギーの普及拡大に資すると認められた取組など、都が定めた要件のいずれかを満たす必要がある。	[一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程に基づき算定する補助金交付額]と同額
燃料電池自動車用外部給電機器の導入促進事業	外部給電機器の導入・リース ※都内に設置、または主として都内で使用されること、車検証上の使用の本拠が都内である燃料電池自動車を所有または使用すること等が要件	都内の法人または個人	<ul style="list-style-type: none"> [外部給電機器本体の購入に要する費用]の1/2 国等の補助金を充当する場合は、[助成対象経費の1/2から当該補助を控除した額] ※上限40万円	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
東京都	燃料電池自動車用水素供給設備整備事業	都内で設置される定置式の水素供給設備、又は、都内のみで運用される移動式水素供給設備であつて、次の全要件を満たすもの。 1 (一社)次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」に係る補助金の交付決定を受けていること。 2 高圧ガス保安法に基づく完成検査を受け、技術上基準に適合したもの 3 水素供給能力が 100 Nm ³ /h 以上のもの、等	民間事業者	<定置式の水素供給設備> ・大規模事業者 [助成対象経費の4/5]から国補助交付額を差し引いた額 ・中小事業者 [助成対象経費から国補助交付額を差し引いた額] <移動式の水素供給設備> [助成対象経費から国補助交付額を差し引いた額] ※以上、水素供給能力等により、上限額が定められている。 <バスに連続充填可能な可能な水素供給設備> [助成対象経費から国補助交付額を差し引いた額] ※上限額350百万円	
	燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業	都内で設置される定置式の水素供給設備、又は、都内のみで運用される移動式水素供給設備であつて、次の全要件を満たすもの、 ①土地賃借料及び②設備運営費 1 (一社)次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」に係る補助金の交付決定を受けていること。 2 高圧ガス保安法に基づく完成検査を受け、技術上基準に適合したもの 3 水素供給能力が 100 Nm ³ /h 以上のもの等	民間事業者	①土地賃借料 [賃借料]の1/2 ②設備運営費 ・大規模事業者 [助成対象経費から国・自動車メーカー等の補助を差し引いた額]の1/2 ・中小事業者 [助成対象経費から国・自動車メーカー等の補助を差し引いた額] ※設備運営費上限: ・大規模事業者 500万円 ・中小事業者 1000万円	
	燃料電池バス導入促進事業	燃料電池バスの導入・リース ※車検上の使用の根拠が都内にあること 等	都内のバス事業者 リース事業者 等	助成対象経費の2/3から2000万円を差し引いた額 (上限 5000万円)	
東京都	港区	港区燃料電池自動車導入費助成	車両購入費用(リースは対象外) ※各対象者につき上限台数1台	区民・中小企業者・個人事業者	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程に基づき算定する補助金交付額の1/4 (上限520千円)
		港区電気自動車等用充電設備導入費助成	①国が実施する「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に係る補助事業者に採択された事業者が補助対象機種として指定し、公開している充電設備 ②未使用のもの	「個人」、「管理組合等」、「中小企業者・個人事業者」 ※ただし、国が実施する「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の補助金申請を行っていないこと。	①急速充電設備 ・機器本体価格の1/4(上限500,000円)※ ・上限基数1基 ②普通充電設備 ・機器本体価格の1/4(上限100,000円)※ ・上限基数5基 ※上限金額は、1基あたりの助成上限額
	江東区	地球温暖化防止設備購入助成事業	次世代自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車)	車の使用の本拠の位置が江東区にあり、使用者の住所が江東区にある個人	一律 10万円
	品川区	低公害車買換え支援事業	「東京都環境保全資金」の融資対象車両	都融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている区内中小企業者(個人事業者を含む)	利子補給金は、利子と都の利子補給金との差額とする。 信用保証料補助金は、信用保証料と都の信用保証料補助金との差額とする。
	杉並区	杉並区電気自動車用充電設備導入助成	一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)が次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の補助対象機種として指定し、公開している未使用の充電設備であること。又は、杉並区長がそれと同等であると認めるもの。	①区民②中小企業者(法人、個人事業者) ・代表者が杉並区内に居住している場合に限る ・対象機器を一般公共の用に供する(不特定の者が使用可能な状態)場合に限る ③管理組合または管理者	機器本体の購入価格(消費税を除く)の4分の1。 急速充電設備: 限度額50万円 普通充電設備: 限度額10万円
	荒川区	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業助成金	電気自動車・住宅間相互電力供給装置(V2H)装置	区民(個人)・区内事業者	接続する電気自動車の蓄電池容量1キロワットアワーあたり1万円(上限10万円) ・太陽光発電又は家庭用燃料電池装置(エネファーム等)と併設し接続をすること ・電気自動車の使用場所住所が本装置から供給される電力の使用場所と同一であること 29年度より(HEMSと併設、接続の条件を撤廃予定)
	練馬区	練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置等に係る補助金	ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)	区民・事業者・管理組合	区民・事業者: 設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の2分の1または2万5千円のいずれか低い方 管理組合: 設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の2分の1または20万円のいずれか低い方

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
東京都	練馬区	練馬区福祉避難所用自立分散型エネルギー設備の設置に係る補助金	ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)	福祉避難所を運営する者	設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の2分の1または20万円のいずれか低い方
		練馬区災害時医療機関用自立分散型エネルギー設備の設置に係る補助金	ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)	災害時医療機関を運営する者	設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の2分の1または20万円のいずれか低い方
	足立区	足立区電気自動車等購入費補助金	次世代自動車の導入(EV、PHV、FCV、電動バイク)	事業者、個人	EV、PHV、FCVは一律10万円。電動バイクは一律2万円。但し、(一社)次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金において補助対象車両として認定されている車両。 ※平成30年度より電動バイクを追加
	葛飾区	かつしかエコ助成金	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の導入	区民、区内中小企業者・社会福祉法人・学校法人等	補助率：一般社団法人次世代自動車振興センターの補助額の1/4 補助限度額：25万円
	三鷹市	三鷹市中小企業公害防止設備資金借入れに対する利子補給制度	公害発生防止のために必要な施設・機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合。現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車または九都県市指定低公害車への買換えを行い、市が認定した場合など。	市内に住所があり、かつ原則として市内の同一場所で同一事業を引き続き1年以上営んでいる者かつ、市民税等を滞納していない者	融資金額2千万円以内で、平成28年1月から12月に支払いを行った利子のうち3分の2(年利2%以内)を補給
	多摩市	多摩市住宅(共同住宅)用創エネルギー・省エネルギー導入補助金・奨励金	電気自動車充電設備(普通充電設備) 電気自動車充電設備(急速充電設備)	市民・管理組合	普通充電設備：※補助率等は調整中 急速充電設備：※補助率等は調整中
	羽村市	創省エネルギー化助成制度	次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)	市民 市内中小規模事業者	2分の1又は限度額のいずれか低い方 補助限度額(市内事業者購入) EV及びPHV300,000円 FCV400,000円 補助限度額(市外事業者購入) EV及びPHV150,000円 FCV300,000円
		創省エネルギー化助成制度	EV、PHV又はFCVの駆動に必要なエネルギーを供給する設備	市民 市内中小規模事業者	2分の1又は限度額のいずれか低い方 市内事業者施工 普通充電 100,000円 急速充電及び水素供給 500,000円 市外事業者施工 普通充電 70,000円 急速充電及び水素供給 300,000円
	神奈川県	神奈川県燃料電池自動車導入費補助金	(1)燃料電池自動車の導入・リース (2)燃料電池フォークリフト導入・リース	(1)個人(神奈川県内に在住する個人) (2)個人事業者(神奈川県内に事務所又は事業所を有する個人) (3)法人(神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人(国と地方公共団体は除く。))	トヨタ自動車「MIRAI」70万円 本田技研工業「CLARITY FUEL CELL」70万円 燃料電池フォークリフト 500万円
		神奈川県水素ステーション整備費補助金	定置式水素ステーションの導入	個人事業者又は法人(国と地方公共団体は除く)	補助対象経費から経済産業省補助金交付額及び1億円を差し引いた金額とし、その上限額は3,500万円。
ワークプレイスチャージング導入事業費補助金		充給電器、太陽光発電設備等の設備費、工事費等(設計費含む)	個人事業者又は法人(国と地方公共団体は除く)	補助率1/3(上限2,000万円)	
神奈川県	横浜市	横浜市水素供給設備整備事業費補助金	固定式水素ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)次世代自動車振興センターの補助金の交付決定を受けた法人または個人。 ・横浜市内で水素供給設備の整備を行う方。 ・市税の滞納がない方。 ・交付決定通知後に、工事着手、工事契約、工事代金の支払いを行える方。 	補助対象経費の範囲において上限額4,000万円とし補助対象経費と国補助金との差額を比べて低い金額。複数の申請希望書を受理したときは、おのおの希望補助金額を上限として、予算額(4,000万円)をおのおの希望補助金額に応じて按分することで補助金額を算出。
		横浜市水素供給設備整備運用費補助金	移動式水素ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)次世代自動車振興センターの補助金の交付決定を受けた法人または個人。 ・横浜市内で運用される移動式水素供給設備の整備を行う方。 ・市税の滞納がない方。 ・交付決定通知後に、運用開始を行える方。 	土地の賃料の1/2(上限10万円/月)×12か月=1,200千円を補助複数の申請希望書を受理したときは、おのおの希望補助金額を上限として、予算額(1,200千円)をおのおの希望補助金額に応じて按分することで補助金額を算出。
	横浜市低公害車等普及促進対策費補助金	燃料電池自動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市内に使用の本拠の位置を置き、燃料電池自動車を購入する法人又は個人 ・横浜市内に使用の本拠の位置を置く法人又は個人に対して貸与するために燃料電池自動車を購入する自動車リース業者(賃料総額に補助金相当額部分の値下がり反映されることを要件とします。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額 25万円/台 ・補助予定台数 60台 	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
神奈川県	川崎市	低公害車導入助成金	1 天然ガス自動車 2 ハイブリッド自動車(車両総重量3.5トン超) 3 使用過程のディーゼル車を天然ガス自動車へ改造した自動車	・川崎市内に事業所を有する法人事業者 ・上記がリースで使用する際のリース事業者	1、2 最大積載量4トン未満：上限20万円 1、2 最大積載量4トン以上：上限40万円 3 上限30万円
		川崎市住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助事業(スマートハウス補助金)	ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H) ※太陽光発電システムと連系し、かつ、V2H対応のEVもしくはPHVを所有していることが条件	市民、共同住宅の所有者・管理組合	50,000円 (※EVもしくはPHVを同時に新規導入した場合、駆動用バッテリーの総電力量(kWh)あたり10,000円(上限100,000円)を加算する)
	相模原市	電気自動車購入奨励金(事後申請)	次のすべてに該当するもの ・4輪以上の電気自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能であること。 ・新車であること。 ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること。	市民税に未納がない、対象自動車の自動車検査証上の所有者(ただし、割賦販売により対象自動車を購入した場合は、自動車検査証上の使用者が申請者と同一であること。)であって、次のいずれかに該当する者 1. 市内に在住する個人 2. 市内に事務所がある法人または個人事業主 3. 上記1又は2の者に貸与するために対象自動車を購入するリース事業者(ただし、月々の貸与料に補助金相当額の減額が反映される場合に限る。)	50,000円(一律)
		燃料電池自動車購入奨励金(事前申請)	【燃料電池自動車】 次のすべてに該当するもの ・4輪以上の燃料電池自動車で、搭載した燃料電池で発電し、電動機の動力で走行すること。 ・国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の対象であること。 ・新車であること。 ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること。	市民税に未納がない、対象自動車の自動車検査証上の所有者(ただし、割賦販売により対象自動車を購入した場合は、自動車検査証上の使用者が申請者と同一であること。)であって、次のいずれかに該当する者 1. 市内に引き続いて1年以上在住する個人 2. 市内に引き続いて1年以上事務所がある法人または個人事業主 3. 上記1又は2の者に貸与するために対象自動車を購入するリース事業者(ただし、月々の貸与料に補助金相当額の減額が反映される場合に限る。)	【燃料電池自動車】 400,000円(一律)
		水素供給設備整備事業費補助金	市内で設置される定置式の水素供給設備であり、(一社)次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」に係る補助金の交付決定を受けていること。	水素供給設備を導入する事業者	上限 20,000千円
	横須賀市	電気自動車等導入者奨励金	市内で生産または出荷された電気自動車の導入・リース	市内に事業所を有する事業者	1台につき30万円(バン) 20万円(その他)
		電気自動車等導入者奨励金	市内で生産・出荷された電気自動車又は電気自動車用のPCSの導入(リースは対象外)	市内に住所を有する個人	1台につき5万円
		電気自動車用充電器等設置費補助金	電気自動車用充電器の設置	市内に充電器を設置するマンション・事業者等	本体価格+工事費から国庫補助等を差し引いた額の4/5 ・マンション、事業所 1敷地150万円 ・その他 上限50万円 ・マンション調査費 上限15万円
	鎌倉市	鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金	○電気自動車充電設備 ・電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備 ○電気自動車 ・4輪以上の車両で自動車検査証における燃料の種類が「電気」と記載されているもの。	○電気自動車充電設備 ・市内の住宅にHEMSと併せて、設備を設置する者 ・市税を滞納していない者 ○電気自動車 ・電気自動車を新車として購入した、市内在住の個人または市内に事務所・事業所をもつ法人 ・市税を滞納していない者	○電気自動車充電設備 ・上限2万円 ○電気自動車 ・1台あたり2万円
	藤沢市	藤沢市電気自動車導入補助金	電気自動車の導入・リース	1 市税等に滞納がなく、市内に1年以上在住する市民又は市内に事業所若しくは事務所を有する事業者 2 1の市民又は事業者者にリースする事業者 ※新車購入の場合のみ	1台 100,000円
		藤沢市燃料電池自動車導入補助金	燃料電池自動車の導入・リース	1 市税等に滞納がなく、市内に1年以上在住する市民又は市内に事業所若しくは事務所を有する事業者 2 1の市民又は事業者者にリースする事業者 ※新車購入の場合のみ	1台 400,000円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
神奈川県	逗子市	逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金(電気自動車充電設備)	電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備	市税の滞納がなく、申請日の属する年度内に補助対象設備の設置又は補助対象設備の設置された新築住宅の購入が完了できる者であって、かつ、補助対象設備を所有する者	【補助率】 補助事業に要する経費から経済産業省の補助金、神奈川県補助金、消費税及び地方消費税相当額を控除したもの 【上限額】 3万円
	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業補助金	電気自動車、燃料電池自動車の導入・リース(事前申請)	(1)新規に補助対象車両を購入・リースする方 (2)市内の自宅または事業所に補助対象車両を設置(保管)する方 (3)市税及び国民健康保険税(国民健康保険加入者のみ)の未納がない方	電気自動車:15万円 燃料電池自動車:40万円
	座間市	座間市電気自動車購入助成事業	電気自動車	市内に1年以上住所を有する個人 市内に1年以上事業所を有する事業者	1台につき15万円。
		座間市電気自動車急速充電器設置助成事業	電気自動車急速充電器	市内に1年以上事業所を有する事業者	補助対象経費から、国・県等の補助額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額。上限25万円。
	綾瀬市	綾瀬市電気自動車購入補助金	電気自動車の新規購入	・市内に住所を有する個人若しくは市内に事業所又は事務所を有する法人 ・市税(市税に係る延滞金を含む。)に未納がないこと。	(補助金額) 1台につき80,000円
	大磯町	大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金(電気自動車充電器)	・電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ、経済産業省の「次世代自動車インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備	・町内の自ら居住するための住宅(店舗、事務所等との併用住宅及び共同住宅を含む)に新たに設備を設置する事業	【補助率】 補助に要する経費から国及び県の補助金を控除して算出した額 【上限額】 5万円
	大井町	大井町電気自動車等購入費補助金	電気自動車、電動バイク	個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者) 町税等に滞納がないこと	電気自動車 5万円 電動バイク 1万円
		大井町電気自動車用急速充電設備設置費補助金	電気自動車用急速充電設備	個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者) 町税等に滞納がないこと	5万円
	湯河原町	湯河原町電気自動車導入補助金	電気自動車の購入・リース	当該自動車を新規導入し3年以上利用する予定があり、徴税等滞納がない、町内に1年以上在住の個人または事業者	1台につき5万円(年度内1世帯(事業者)1台まで)
	清川村	電気自動車等導入補助事業	電気自動車及びプラグインハイブリッド車の導入・リース	村内に住所を有する個人及び村内に本店もしくは主たる事務所等を有する事業所	電気自動車等1台につき、個人50,000円、法人30,000円を補助
新潟県	長岡市	長岡市圧縮天然ガス自動車導入事業補助制度	CNG車(バイフューエル車を含む)の購入・リース	・市内事業者 ・市内事業者へリースするリース事業者	・営業車 CNG車両の本体価格と通常車両価格との差額から他団体の補助金の額を控除した額の1/3(千円未満切り捨て) ・自家用車 CNG車両の本体価格と通常車両価格との差額の1/2(千円未満切り捨て)
	柏崎市	新潟県柏崎市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入・リース	・市民、市内事業者 ・市内事業者へリースするリース事業者	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に、以下の割合を乗じた額(千円未満切り捨て)。ただし、対象はトヨタ、日産、三菱、本田の車両に限る。 (1)電気自動車:1/4 ※市内で生産された蓄電池を搭載するものは1/3 (2)プラグインハイブリッド自動車:1/10
	佐渡市	佐渡市電気自動車等購入費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象となっている電気自動車等(2輪車を除く。)の2台以上の購入	次の要件を全て満たしているレンタカー事業者 1. レンタカー事業に使用する目的で電気自動車等を新規に購入する事業者であり、市内に事業所を有し、当該事業所でレンタカー事業を営んでいること。 2. 電気自動車等の保管場所又は駐車場所が市内にあること。 3. 一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象となっている電気自動車等を2台以上購入すること。 4. 当該年度末までに新規登録が完了し、補助事業を完了することが確実なこと。 5. 導入した電気自動車等については、佐渡市が提供する啓発資材を貼り付けて走行すること。	補助金額 一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助金交付額と同額 上限 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車1台当たり40万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
新潟県	佐渡市	佐渡市電気自動車等用充電設備設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 充電用コンセントの設置 一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象となっているV2H充電設備の設置 	充電用コンセント 次の要件を全て満たしている個人及び事業者 1 壁面に充電用コンセントを設置しようとする者で、市内に住所を有し、現に居住しているもの又は居住しようとするもの。 2 充電用コンセントを設置しようとする事業者で、市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいること。 3 当該年度未までに設備の設置工事が終了し、補助事業を完了することが確実なこと。 4 設置しようとする設備が新品(未使用品)であること。 5 補助金の交付は充電用コンセントが接続される配電盤1つにつき1回を限度とする。 V2H充電設備 次の要件を全て満たしている個人 1 V2H充電設備を設置しようとする者で、市内に住所を有し、現に居住しているもの又は居住しようとするもの。 2 当該年度未までに設備の設置工事が終了し、補助事業を完了することが確実なこと。 3 設置しようとする設備が新品(未使用品)であること。 4 災害時等で電気が使用できない場合は、可能な限り他の者への電力供給に協力すること。 5 一般社団法人次世代自動車振興センターの電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金のセンターが承認した本体価格の20%に相当する額 6 補助金の交付は住宅1棟につき1基を限度とする。	充電用コンセント 補助金額 補助対象経費の50%に相当する額 上限 5万円 V2H充電設備 補助金額 一般社団法人次世代自動車振興センターの電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金のセンターが承認した本体価格の20%に相当する額 上限 20万円
	刈羽村	刈羽村クリーンエネルギー自動車導入事業補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の購入	刈羽村内の個人	一般社団法人次世代自動車振興センターが公表する、クリーンエネルギー自動車導入補助事業の補助金交付額一覧の補助金交付上限額の1/2とする。(上限:20万円)
富山県		富山県低公害バス導入促進事業費補助金	環境保全の目的を達成するため知事が特に必要と認めた地域における路線に対し、低公害バスを購入する事業	路線バス事業者	【補助対象経費】 同種の一般のバスとの差額及び付属品に係る経費として知事が認めた額 【補助率】 1/6
		富山県立山環境配慮バス改造費補助制度	自動車NOx・PM法の基準に適合しないバスへの排出ガス低減装置の取付。	立山有料道路等においてバスを運行する県内のバス事業者	【補助対象経費】 排出ガス低減装置の購入費及び取付費用(消費税及び地方消費税を除く。) 【補助率】 1/4 【限度額】 50万円
		人にやさしいエコバス推進事業費補助金	主として富山空港を連絡する路線の運行の用に供する車両とし、次のすべての要件を満たすものとする。 (1)低公害バスであること。 (2)低床バスであること。 (3)新車であること。 (4)知事が別に指定する外装とすること。 (5)知事が別に指定するパンフレット及びチラシ等を車内に常置すること。 (6)その他知事が必要と認める要件。	路線バス事業者	【補助対象経費】 当該車両の実購入費(車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計から消費税を除いた額)から備忘価格として1円を控除した額 【補助率】 1/4 【限度額】 1台あたり7百万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
富山県	富山市	平成29年度富山市電気自動車用充電設備設置補助事業	(1)市内に設置される充電設備であること。 (2)未使用の充電設備であること(中古設備は不可)。 (3)既存の充電設備の更新ではないこと。 (4)充電設備の設置に関し、本市のほかの補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けていないこと。 (5)次世代自動車振興センターの次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象設備として認定されている設備であること。	(1)次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業のうち、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業又は課金装置設置事業の交付決定を受けていること。 (2)申請日において、充電設備を所有している事業者又はリース事業者であること。 (3)市税を滞納していないこと。	次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業において補助対象として認められた経費のうち、充電設備及び課金装置購入費のみが補助対象経費(工事費用は補助対象外)。 補助率および上限については次のとおり。 市の充電設備補助事業の補助率(補助対象経費から、次世代自動車振興センターの補助金を控除した額に以下の率を乗じる) 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 1/2 課金装置設置事業 1/2 四の充電設備補助事業の補助額の上限率(次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業において定める補助金交付上限額に以下の率を乗じる) 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 1/2 課金装置設置事業 1/2
	射水市	射水市電気自動車導入促進事業補助金	新車購入された電気自動車(搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする四輪以上の検査済み自動車、内燃機関を有さないもの。)	本市の住民基本台帳に記録されている個人(詳細は別紙のとおり)	1台あたり50,000円
福井県	越前市	越前市電気自動車導入促進事業補助金	電気自動車の導入・リース ※急速充電設備が利用可能であること ※導入の場合、市内の販売店等で購入すること ※リースの場合、契約期間が4年間以上であること	市内に住所を有する個人又は市内に主たる営業所若しくは事務所を有する事業者	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付額の1/8以内の額
	坂井市	坂井市電気自動車充電設備設置事業補助金	•新品で購入する電気自動車用急速充電器であること。 •設置場所は、市内の観光施設、宿泊施設、商業施設など。	個人または法人で次の1~3すべてを満たしていること。 1.申請日において、市内に継続して1年以上住所又は事務所若しくは事業所を有すること。 2.既に納期限が到来した市税を滞納していないこと。 3.電気自動車用急速充電器を公衆用に供すること。	電気自動車用急速充電器の本体価格(消費税及び地方消費税を除いた額)の1/4以内。限度額75万円。ただし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
	池田町	子育て世代エコカー購入支援事業	エコカー減税対象車	中学生以下の子供がいる保護者	5年分の自動車税(または軽自動車税)を町内で使える商品券で支給 ※平成29年度まで継続(平成29年度申請分は平成34年度まで使用可能)
	高浜町	高浜町電気自動車等購入補助金	国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金を受けられる電気自動車等(搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車、側車二輪自動車、原動機付自転車)	町内に住所を有する個人、もしくは、町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者	上限10万円 •自動車、側車付二輪自動車…国の補助金上限額の4分の1以内の額 •原動機付自転車…国の補助金上限額の2分の1以内の額
	おおい町	おおい町電気自動車導入等促進事業補助金	◇国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程に定める電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車購入費 ◇電気自動車等への充電を目的とした充電設備整備費	◇電気自動車等を購入し町内に住所を有している個人であり当該車両の使用者。 ◇電気自動車等を購入し町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者であり当該車両の使用者。 ◇充電設備を整備する町内に住所を有する個人。 ◇充電設備を整備する町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者。	【電気自動車等】 国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則別表に定める補助金交付額の欄に規定する金額の4分の1の額とする。ただし千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、20万円を限度とする。 【充電設備】 設置工事費の金額の2分の1の額とする。ただし千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、5万円を限度とする。
山梨県		環境にやさしいバス普及促進事業費補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス	一般乗合旅客自動車運送事業者	国土交通省「低公害車普及促進対策費補助金」との協調補助による。 【補助率】 •通常車両価格との差額の1/6 ※上記の補助率はH29年度の補助率であるため、H30年度の国の補助率に合わせて変更する場合があります。 【限度額250万円】
		山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金	燃料電池自動車等へ水素ガスを供給する設備を整備する者	法人、個人事業者等	【補助率】用地賃借料10/10 【限度額】376万円
長野県	軽井沢町	軽井沢町電気自動車用急速充電器設置事業	一般電気工作物(電気事業法第38条第1項の規定に適合する充電設備)のうち、電気自動車に充電するための機器であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置と電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10キロワット以上のもので公衆の用に供するもの	公衆の用に供する電気自動車用急速充電器を町内に設置する個人又は法人で、申請日において、町内に継続して1年以上住所又は事務所若しくは事業所を有しており、既に納期限が到来した町税を滞納していない方	電気自動車用急速充電器本体価格の1/4以内 【上限75万円】

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
長野県	軽井沢町	軽井沢町電気自動車等普及促進事業	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の導入・リース(長野ナンバーに限る)	購入する電気自動車等の新規登録の日(賃貸借(リース)契約の場合は、契約書に記載された使用開始日)において、町内に継続して1年以上住所を有している個人の方及び町内に継続して1年以上家屋である別荘を所有している個人の方でいずれも既に納期限が到来した町税を滞納していない方	車両本体価格の10%以内(賃貸借(リース)の場合は、契約期間内における7%以内) 【上限30万円】
	御代田町	御代田町新エネルギー導入奨励金	住民が自家用車として使用する(リース車、中古車は対象外)天然ガス自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車	町内に住民登録しており、町内に駐車場を保有するか町内の駐車場を借用している者とする。また町税等の滞納がない者。	購入費(A)が20万円以上100万円未満の場合 補助額 = 0.05 × A 購入費(A)が100万円以上200万円未満の場合 補助額 = 0.04 × A + 1万円 購入費(A)が200万円以上の場合 補助額 = 0.03 × A + 3万円 【上限10万円】
	立科町	地球温暖化防止活動補助金	自らが継続して使用するクリーンエネルギー自動車(電気自動車、天然ガス自動車、水素自動車、メタノール自動車)を購入する経費。	町内に居住かつ住民基本台帳に登録されており、町税ほか町納入金に滞納のない方。	・上限10万円。 ・申請総額が予算額に達した時点で受付終了
	東御市	東御市電気自動車購入補助金	電気自動車	・市内に住所を有し、市税を滞納していない個人 ・国の間接補助金の交付を受けて電気自動車を購入する者 ・自動車検証に記載されている電気自動車を所有し、かつ、使用するもの	国の間接補助金の1/5
	白馬村	白馬村電気自動車等充電設備設置補助金	電気自動車及びプラグインハイブリッド車に充電するための設備で、200ボルトの電源に接続した普通充電設備	(1) 村内に居住し住民基本台帳に登録されている個人 (2) 事業所、営業所等を所有又は賃借し、村内で事業を営んでいる法人又は個人 ※補助対象者及び施設所有者に村税等の滞納がないこと	設置する充電設備(付帯設備を含む)の購入額及び設置工事費の合計額(1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)※補助金の上限額は4万円とする。
岐阜県	岐阜県水素供給設備整備事業費補助金	水素ステーション整備に必要な設備機器費・設計費・設備工事費	一般社団法人次世代自動車振興センターが行う補助事業を活用して県内に水素ステーションを整備する事業者	補助対象経費の1/2以内(国が交付する補助金額を上限とする)	
岐阜県	岐阜市	岐阜市家庭用次世代自動車充電設備(V2H)普及促進補助金	市内住宅に新たに設置する次世代自動車充電設備(V2H)。 ※V2H(Vehicle to home): 次世代自動車のうち電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHV)と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備。	1. 岐阜市内の住宅にV2Hを設置する方。 または、V2Hを備えた岐阜市内の建売住宅を購入する方。 2. 消費電力量等に関するアンケートなどへ協力できる方。 3. V2Hは、未使用品で、電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給する機能を有するものであること。 上記条件を満たす個人・個人事業主または法人等。 補助金の交付は1つの建物につき1回限り。ただし、二世帯住宅(住民票を分けている場合に限る)や共同住宅の場合には、それぞれの世帯に対して交付する。	購入及び設置に係る補助対象経費の1/3(上限10万円) ※千円未満切捨て ただし、補助対象経費から他の補助金額を差し引いた額を超えない額
	大垣市	大垣市次世代自動車充電設備導入事業補助金	補助の対象となる設備は、自家用に供するものかつ未使用品であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 ①外部電源設備 蓄電池を積載し、動力の一部または全てを当該蓄電池でまかない、自走することのできるハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車に積載されている蓄電池から、100V、1、500Wの出力にて電力を取り出すことのできるものであり、次の(ア)(イ)のいずれかに該当するものであること。 (ア)車載型 車内にコンセントが搭載されているもの。 (イ)車外型 急速充電コネクタに接続し、電力を取り出すことのできるもの。 ②V2H(充電設備) 住宅と次世代自動車の相互間の電力融通に関する充電設備であること。	次に掲げる全ての事項に該当すること。 (1) 市内に住所を有する者で、平成29年4月1日以降に自ら所有する次世代自動車に外部電源設備を導入、あるいは外部電源付き次世代自動車を購入した者、または自宅にV2Hを導入した者。 (2) 市税を完納していること。 (3) 設置後、家庭において省エネルギー活動を実践するとともに、アンケートなどへの協力ができること。 (4) その他市長が必要と認める要件に該当していること。	①30千円/件 ②50千円/件

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
岐阜県	多治見市	多治見市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金	次世代自動車充電システム(V2H)	(1)平成30年度内に購入契約から設置工事まで完了する者 (2)設置完了時に市内在住者であること (3)市税等の滞納がない者 (4)太陽光発電システムが設置済、または、同時に設置する者 (5)その他市長が必要と認める要件に該当していること。	1件あたり10万円
静岡県	静岡市	燃料電池自動車導入事業費補助金	燃料電池自動車の導入・リース	1 市内に住所を有する個人又は法人 2 1の個人又は法人にリースする事業者 ※新車購入の場合のみ	一律100,000円
	浜松市	浜松市創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金	ヴィークル・トゥ・ホーム(V2H)対応型充電設備 ※電気自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えた充電設備であること	次に掲げるすべてに該当する個人とする。 (1)下記の項目のどちらかを満たしていること。 ・自らが居住している浜松市内の住宅に対象システムを新たに設置した(新築時の設置を含む。)個人であること。 ・対象システムを新たに設置した浜松市内の住宅を購入し、その住宅に自らが居住している個人であること。 (2)居住している住宅が賃貸住宅でないこと。 (3)補助対象年度内に対象システムの設置工事が完了し、かつ、設置工事費の支払いが完了していること。 (4)市税を完納していること。 (5)これまでに市から同種の対象システムに対する補助金の交付を受けたことがない者(同一世帯の者を含む。)であること。	一律50,000円予定(詳細は未定)
	富士宮市	創エネ・蓄エネ機器等設置費補助事業	・電気自動車 ・プラグインハイブリッド車 ただし、V2Hを同時に購入する場合で、自家用車として購入され、一般社団法人次世代自動車振興センターが、「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の補助対象車両として指定しているものに限る。	市民	上限 5万円
	袋井市	新エネルギー機器導入促進奨励金	非営利目的で購入した初年度登録の①クリーンエネルギー自動車(EV車、PHV車)、②電動の原動機付自転車	市内に住所を有し、市税を滞納していない者	車両購入に要した費用の1/2以内(①上限2万円、②上限5千円)
	湖西市	新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援補助金	電気自動車・PHV・水素自動車	過去1年以上前から市内に在住している市民で、市税の滞納がない者	一律10万円(電気自動車・PHV)、一律30万円(水素自動車)
	御前崎市	新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金	クリーンエネルギー自動車(電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車)で自家用のもの	市内に住んでいるもの	1台当たり40,000円
	愛知県		低公害車導入促進費補助金	優良ハイブリッドトラック・バス、CNGトラック・バス、電気自動車トラック・乗用車(プラグインハイブリッド自動車を含む)、燃料電池自動車	旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者
		愛知県水素ステーション整備費補助金(補助対象、補助対象者、補助率・補助限度額等は平成29年度の内容)	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)(以下、「Nev補助金」という。)の交付申請を行った設備、又は、一般社団法人低炭素社会創出促進協会が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ等を活用した水素社会推進事業)(以下、「促進協会補助金」という。)の交付申請を行った設備	平成27年2月以降にNeV補助金の交付申請を行った者、又は、促進協会補助金の交付申請を行った者	【NeV補助金の場合】 補助率 補助対象経費の1/4 補助上限額 燃料電池バス対応・オンサイト方式 195,000千円 燃料電池バス対応・オフサイト方式 175,000千円 中規模・オンサイト方式 145,000千円 中規模・オフサイト方式 125,000千円 小規模・オンサイト方式 110,000千円 小規模・オフサイト方式 90,000千円 移動式 90,000千円 【促進協会補助金の場合】 補助対象経費の1/4

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
愛知県	愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金	水素ステーションにおける需要創出活動費(運営費) 土地賃借料等、機器予備品の購入費、水素燃料の購入費、水素製造用原料費	以下の(1)(2)をともに満たす者。 (1)愛知県内に設置され、市販の燃料電池自動車に充填可能な水素ステーションの運用を行っている者、又は、今年度中に行う見込みのある者。移動式水素ステーションの場合は、愛知県内のみ、又は、主として愛知県内で運用する者。 (2)当該水素ステーションにおいて、潜在的なユーザーに対する広報、需要喚起活動や、水素ステーションの利便性確保に必要な活動を行っている者。	定額補助とし、補助上限額を5,500千円とする。	
愛知県	名古屋市	最新規制適合自動車代替促進事業	車齢8年超の貨物自動車等及び乗合自動車から天然ガス自動車、電気自動車、最新排ガス規制に適合する軽油・ガソリン・LPガスを燃料とする自動車等への買い替え ※ただし、軽油・ガソリン・LPガスを燃料とする自動車については、旧車が平成16年排ガス規制以前の車両であること。	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法、児童福祉法、社会福祉法、医療法に該当する施設を持つ法人 市内に事業所を有する中小企業者 	補助額 <ul style="list-style-type: none"> 小型貨物自動車：30万円 中型貨物自動車：40万円 大型貨物自動車：50万円 乗合自動車：35万円 ※旧車の永久抹消を行わない場合は20万円減額する。 補助限度額 1者あたり2台まで
	豊橋市	次世代自動車等購入補助金	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車 電動バイク	個人 中小企業の事業者 個人及び中小企業の事業者に貸与するリース事業者	車両本体価格の5% 上限：EV6万円、PHV3万円、FCV20万円、電動バイク3万円
		住宅用充電設備等導入補助金	次世代自動車を充電するための設備 充電機能に加え、次世代自動車から住宅への給電機能を持つ設備	個人	設置に係る費用の1/4 上限：充電設備2万円、充給電設備10万円
	岡崎市	次世代自動車購入費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車	市内に1年以上本社・支社・支店・営業所をおく事業者、市内に1年以上住所を有する個人	補助対象経費に100分の5を乗じた額 (上限)電気自動車、プラグインハイブリッド車5万円 燃料電池自動車 20万円(個人) 10万円(法人)
	豊川市	クリーンエネルギー自動車購入費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車 	1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に、自ら使用する目的でクリーンエネルギー自動車を購入する個人 2) 初度登録をする時点において、1年以上市内に住所を有している者 3) クリーンエネルギー自動車の自動車車検証に使用者として記載されている者 4) 市税等(延滞金を含む)の滞納がない者	車両本体価格(税抜き)の5% 上限は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車：70,000円 プラグインハイブリッド自動車：40,000円 燃料電池自動車：200,000円
	碧南市	スマートハウス設備設置費補助金制度	住宅用次世代自動車充給電設備	個人(市民)	設備1基あたり5万円、ただし設置費を上限とする
	刈谷市	次世代自動車購入費補助事業	燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、超小型電気自動車 ※事業用のプラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車は、排気量1800cc以下に限る。 ※ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車は個人用、事業用ともに平成30年9月末日までの新車登録分が対象となり、以降は廃止。	【個人】 車検証又は標識交付証明書の交付年月日の6か月以上前から引き続き市内に在住し、市内を使用の本拠とする次世代自動車を、非常利かつ自ら使用する目的で新車購入した人。 【事業者】 市内に事業所を有し、市内の事業所を使用の本拠とする次世代自動車を、自らの事業の用に供し、自らが使用する目的で新車購入した事業者。 ※個人、事業者共に市税を滞納していないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池自動車 【個人】 車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める該当車両の基準額との差額に2/3を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の1/10(上限50万円) 【事業者】 補助額40万円 <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 【個人】 補助率1/10(上限30万円) 【事業者】 補助額15万円 <ul style="list-style-type: none"> 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 【個人】【事業者】 補助額5万円 <ul style="list-style-type: none"> 超小型電気自動車 【個人】【事業者】 補助率1/10(上限7万円) ※1,000円未満の端数金額は切り捨て ※事業者については1年度につき1台を限度。ただし、超小型電気自動車1台と他車種1台の組み合わせは可能。
		住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業	住宅用電気自動車等充給電システム	【個人】 自ら居住する市内の住宅に、システムを購入し、設置する人 ※市税を滞納していないこと	設置に要する費用で、上限5万円 ※1,000円未満の端数金額は切り捨て

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
愛知県	豊田市	平成30年度豊田市エコファミリー支援補助金(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラグインハイブリッド車 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・超小型電気自動車 ※当該年度内に新規購入、新車登録された車両であること	個人	①PHV・EV 車両本体の購入に係る価格(税抜き)の5%(上限15万円) 充電設備設置に対して最大5万円の上乗せ補助 外部給電設備設置に対して最大5万円の上乗せ補助 ②FCV 車両本体の購入に係る価格(税抜き)の5%(上限33.5万円) 外部給電設備設置に対して最大5万円の上乗せ補助 ③超小型EV 車両本体の購入に係る価格(税抜き)の5%(上限3.5万円)
		平成30年度事業者向け次世代自動車普及促進事業補助金(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラグインハイブリッド車 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ※当該年度内に新規購入、新車登録された車両であること ※主に事業者自らが豊田市内で使用する車両で豊田ナンバーであること ※自動車検査証に記載された所有者と使用者が異なる場合は、使用者の住所が豊田市内であること	事業者	車両本体の購入に係る価格(税抜き)の5%(上限15万円) ※PHV・EVを購入した方に限り当該年度に充電設備を設置した場合上乗せ5万円の補助 ※当該年度に外部給電設備を設置した場合上乗せ5万円の補助
		平成30年度豊田市エコファミリー支援補助金(案)	外部給電設備 ※HVから、車両外部に出力AC1500W以上の電力を安全かつ安定的に供給可能であること	個人	外部給電設備の購入に要した費用(税抜き)または1万円のいずれか少ない額をとよたエコポイントで交付
	安城市	次世代自動車購入費補助金	EV、PHV、FCV、超小型EV	事業者、個人 ※この他詳細の条件あり	1)EV・PHV・超小型EV 1台5万円 2)FCV 1台30万円
		燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金制度	燃料電池自動車用水素供給設備の整備	1)平成27年度愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金交付要綱の交付決定を受けた水素供給設備を市内に整備しようとする者 2)暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者	県補助要綱に基づく補助金の額に2分の1を乗じて得た額(上限7,500万円)
		燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費補助金制度	水素供給設備の運用を通じて行う、潜在的なユーザーに対する広報、需要喚起活動又は水素ステーションの利便性確保に必要な活動	1)平成27年度愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受け、市内に設置された水素供給設備で需要創出活動を行う者 2)暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者	補助対象活動に係る県補助要綱に基づく補助金の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、275万円又は県補助要綱の規定により補助対象経費として算定された額から県補助額を控除した額のいずれか低い額を限度とする。
	西尾市	西尾市低公害車普及促進事業補助金	燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入	事業者、個人	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 1台につき50,000円 燃料電池自動車 1台につき200,000円 個人は1台、事業者は5台を限度
	犬山市	犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金	電気自動車等充電設備(V2H)	次に掲げる全ての事項に該当すること。 (1)市内において、自らが居住する住宅に設備を購入して設置する者又は自らが居住するために設備付き住宅を購入する者 (2)市税の滞納がない者	1基につき50,000円を上限とする。ただし、補助対象経費が補助額未満の場合は補助対象経費を上限とする。
	江南市	住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金	電気自動車等充電設備(V2H)	市内の自ら居住する住宅に設備を設置しようとする者	5万円/基(定額) ※補助対象経費が5万円未満の場合は補助対象経費が上限。
	尾張旭市	住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能な電気自動車等充電設備	自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に設備を新たに設置する者又は自ら居住するため建売住宅供給者等から市内の設備付き住宅(店舗等との併用住宅を含む。)を購入する者	補助対象経費の合計額の1/4 上限:5万円
	知立市	知立市住宅用地球温暖化対策設備導入補助金(次世代自動車分)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車 ・電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 	次世代自動車を自ら使用する目的で購入し、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に新車登録した者	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車(FCV)1台につき30万円 ・電気自動車(EV)及びプラグインハイブリッド自動車(PHV)1台につき8万円 ※ただし、充電設備(V2H)の設置が必要
		知立市住宅用地球温暖化対策設備導入補助金(住宅用)	住宅用電気自動車等充電システム(V2H)	自ら居住する市内の住宅(集合住宅等を含む)に設置する者	1基 10万円
	日進市	日進市地球温暖化対策機器設置費補助金	電気自動車充電設備(V2H)	【個人】自ら居住している市内の住宅に設置する者	5万円/基(定額)
	清須市	清須市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金	電気自動車等充電設備	自ら居住する市内の住宅に設備を新たに設置する者	2万5千円/基

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
愛知県	みよし市	みよし市事業用低公害車購入費補助金交付要綱	燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型電気自動車	自らの事業の用に供する目的で、新規登録により市内を使用の本拠とする低公害車を購入した市内に事務所又は事業所を有するもの	車両本体価格の5% 燃料電池自動車 350千円 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 150千円 超小型電気自動車 50千円
		みよし市エコエネルギー促進事業補助金	燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型電気自動車	低公害車を自ら使用する目的で購入する個人	車両本体価格の5% 燃料電池自動車 350千円 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 150千円 超小型電気自動車 50千円
	幸田町	幸田町次世代自動車購入費補助金	次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)の導入	町税を滞納していないこと 個人 ①次世代自動車を自ら使用する目的で新車購入したこと ②新車登録日の1年以上前から町内に住所を有し、かつ、現に町内に住所を有していること ③次世代自動車の自動車検査証に使用者として記載されている者であること 事業者 ①次世代自動車を自らの事業に使用する目的で新車購入したこと ②町内に本社又は事業所を有すること ③次世代自動車の自動車検査証に使用の本拠として幸田町が記載されていること	・燃料電池自動車 車両本体価格(税抜)の10%(千円未満切捨て) 限度額 個人30万円・事業者15万円 ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 車両本体価格(税抜)の10%(千円未満切捨て) 限度額 個人10万円、事業者5万円 交付限度台数 当該年度 個人1世帯1台、事業者2台
	東栄町	東栄町次世代自動車購入費補助金	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)	個人	補助対象自動車一台につき、一律70,000円
三重県		天然ガス自動車普及促進事業	天然ガスバス、天然ガストラックの購入 使用過程ディーゼル自動車の天然ガス自動車への改造	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者、その他これらに準ずるものとして知事が認定した者	【補助率】 (1)購入 (バス)一般車との差額の1/6 (トラック)一般車との差額の1/6 (2)改造 (バス、トラック)改造に要する経費の1/6 【限度額】 (1)購入 (バス)166.6万円/台 (トラック)車両総重量3.5t超・最大積載量4t以上 50.0万円/台 ・最大積載量4t未満 13.3万円/台 (2)改造 (バス)166.6万円/台 (トラック)車両総重量3.5t超・最大積載量4t以上 50.0万円/台 ・最大積載量4t未満 13.3万円/台
京都府	京都市	低公害車普及促進事業補助金	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車の導入・リース	市内の中小貨物運送事業者	基準車両との差額の1/4又は基準改造費の1/4(上限25万円)
	舞鶴市	中小企業環境対策設備導入促進補助金(略称 舞グリーン・プラス)	低公害車(事業用)導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	中小企業地球環境対策特別融資を利用して設備を導入した市内の中小企業	対象設備の導入費用に5%を乗じて得た額(千円未満切捨) 【限度額】100万円
大阪府	堺市	スマートハウス等導入支援事業	○次のいずれかに該当する未使用品のビークル・トゥ・ホームシステム(V2H) ・車載蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの。 ・国の平成26年度補正予算で計上された一般社団法人次世代自動車振興センターが行う次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象機器として登録されたもの。なお、国が継続して補助を実施する場合は、その補助対象システムを含む。 ・上記2点と同等以上の機能を有すると市長が認めるもの。	次の条件を全て満たし、自ら居住する住宅、又は小規模事業所等に、太陽光発電システム等の補助対象システムを複合的に設置し、使用する者。 ①補助対象システム設置に係る領収書等に記載された領収日が補助対象期間に合致していること。 ②市税に滞納がないこと。	設置費の1/5又は10万円のいずれか少ない方の額
		泉大津市	泉大津市エコハウス認定奨励金	電気自動車(プラグインハイブリッドカー含む)	市内に住所を有し、電気自動車等(プラグインハイブリッドカー含む)を含む本市が定める要件(3つのエコハウス設備を設置)を満たす家屋を「エコハウス」と認定し、その所有者に対し奨励金を交付する。
	泉大津市	泉大津市EV用充電スタンド設置費補助金	誰もが利用できるEV用充電スタンド	市内にEV用充電スタンドを新設し、税を滞納していないもの	EV用充電スタンド設置価格の2分の1で、上限2万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
大阪府	八尾市	八尾市低公害車普及促進対策費補助金	<低公害車の導入> ・新車の導入(CNGバス、CNGトラック) ・改造 (使用過程にあるディーゼル車のCNGバス及びCNGトラックへの改造)	事業者	10,000円	
兵庫県		低公害車導入補助事業	低公害車(燃料電池、電気、ハイブリッド(バス・トラックのみ))の購入・リース	民間事業者へ補助する市町	市町補助額の1/2 (限度額100万円)	
		運送事業者への低公害車普及促進補助事業	CNGバス・トラック及びハイブリッドバス・トラックの購入又はリース	民間運送事業者及びリース事業者、市町	・一般車との差額の1/3 ・神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市については協調(市の補助額の1/2) ※国土交通省の補助を受けることが要件	
兵庫県	神戸市	神戸市次世代自動車普及促進補助制度	以下の条件を満たす次世代自動車の導入・リース(車種・用途により対象外となる場合があります) (1)初度登録時から神戸市内に使用の本拠の位置を置き、当該年度内に新車新規登録し、補助対象事業が完了する車両 (2)主として市内を走行する業務の用に供する車両 (3)国土交通省「低公害車普及促進対策費補助金(事業Ⅲ)」、経済産業省「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」、環境省「先進環境対応トラック・バス導入加速事業」に基づき補助金交付を受ける車両であること	神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者、あるいは左記事業者に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者(ただし、公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人等含まない)。 ※リース事業者から使用者への還元方法は、リース期間及びリース料金に均等按分して還元することとし、一括して還元してはならない。	次世代自動車の種別等ごとに、補助金の上限額を設定。	
	姫路市	姫路市電気自動車導入助成事業	電気自動車、燃料電池自動車の導入・リース	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、又それらを対象に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者	電気自動車10万円、燃料電池車20万円	
		姫路市低公害車普及促進対策補助金	CNGバス・トラック及びハイブリッドバス・トラックの購入又はリース	民間運送事業者及びリース事業者	・一般車との差額の1/3 ※国土交通省の補助を受けることが要件	
	尼崎市	グリーンビークル導入補助事業	1 電気自動車 2 プラグインハイブリッド自動車 3 燃料電池自動車	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、又それらを対象に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者 (注)1 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人、 2 電気事業者(電気自動車を購入する場合に限る。)、 3 水素ガス事業者(燃料電池自動車を購入する場合に限る。)、 4 自動車製造業者、 5 自動車卸売業者、 6 自動車小売業者、 7 総合リース事業者及び自動車賃貸業者 (上記1~6に対してリースするために補助対象車両を購入する場合に限る。)	1 電気自動車 25万円 2 プラグインハイブリッド自動車 15万円 3 燃料電池自動車 50.5万円	
			運送事業者へのグリーンビークル普及促進補助事業	1 天然ガストラック(最大積載量5tかつ車両総重量8t以上の改造車両を除く) 2 優良ハイブリッドトラック(最大積載量2tかつ車両総重量4t以下の改造車両を除く) 3 天然ガスバス及び優良ハイブリッドバス(乗車定員11人以上)	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、リース事業者及びその他これらに準ずるものとして市長が認定した者	1 トラック 国が定める補助対象経費と通常車両価格の差額(CNG自動車への改造費相当額)に6分の1を乗じて得た金額 なお、トラックについては、1台につき500千円を上限額とする。 2 バス 国が定める補助対象経費と通常車両価格の差額(CNG自動車への改造費相当額)に3分の1を乗じて得た金額 なお、本補助制度は、国土交通省と協調して実施している補助事業であるため、別途、国土交通省の補助金の交付を受ける必要があります。
			西宮市低公害車普及促進対策費補助事業	事業用のCNG・ハイブリッドのトラック・バスの導入・リース	市内に使用の本拠を置く運送事業者又はその事業者が低公害車をリースするリース事業者	通常車両価格との差額の1/3。又は使用過程車のCNG自動車への改造に係る経費の1/3(ただし、国交省との協調補助)
芦屋市	芦屋市低公害車普及促進助成制度	芦屋市内に使用の本拠を置く、次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車(バス及びトラックに限る。))の導入	市内に事務所または事業所を有する個人及び法人	補助率(予定)1/20・上限(予定)10万円		
西脇市	西脇市家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業	○電気自動車受給電設備 ○電気自動車	市内に住所を有する個人	○電気自動車受給電設備 50,000円 ○電気自動車 100,000円		

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
兵庫県	加西市	加西市電気自動車・PHEV導入補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第3条第2号に規定する電気自動車(側車付二輪自動車及び原動機付自転車を除く)又は同条第3号に定めるPHEV(バッテリー容量が10.5kwh以上のものに限る。)であること。	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 加西市に住所を有する個人又は個人事業主であって、市税等を滞納していない者 加西市に事務所又は事業所を有する法人であって、市税等を滞納していない者 加西市に事務所又は事業所を有するが、加西市に住所を有さない個人事業主であって、市税等を滞納していない者 前各号に掲げる者に対して電気自動車を貸与するリース事業者 	1台当たり一律10万円
	篠山市	篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金	EV車(電気自動車)、PHV車、PHEV車(プラグインハイブリッド自動車)、FCV車(燃料電池車)、クリーンディーゼル車	(家庭用) ① 自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅に補助対象事業を実施する方 ② 補助金の請求時に、篠山市の住民基本台帳に記録されている方 ③ 補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない方(自治会等) 集落の公民館等の活動拠点に補助対象事業を実施する自治会、まちづくり協議会又はこれらの派生団体として市長が認める団体(事業者) 自ら営業を営み、又は活動する市内の事業所に補助対象事業を実施する個人事業者又は法人 <ul style="list-style-type: none"> 補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者 	車両本体購入費・充電ケーブル設置費の1/10(上限5万円)
	丹波市	丹波市電気自動車購入補助金	EV車(電気自動車) 搭載されたリチウムイオン電池又は燃料電池に駆動される発電機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない乗車定員4人以上の車両。	(個人) ① 市内に住所を有する者又は事業完了時に住所を有する予定の者。 ② 通勤、通学、通院またはレジャー等の用に供する電気自動車であること。 ③ 市税等の滞納が無いこと。 ④ 市内販売業者で購入すること。(事業者) ① 市内に事務所等を有する法人又は個人事業者。 ② 事業の用に供する電気自動車。(※リース事業に供する自動車を除く。) ③ 市税等の滞納が無いこと。 ④ 市内販売業者で購入すること。	個人・事業者共に1台あたり100,000円。
奈良県	奈良市	奈良市低公害車タクシー導入促進補助制度	①電気自動車タクシー ②プラグインハイブリッドタクシー ③ユニバーサルデザインハイブリッドタクシー ④ハイブリッドタクシー ⑤電気自動車用充電設備	奈良市内に事務所または事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者	①1台につき50万円上限 ②1台につき25万円上限 ③1台につき30万円上限 ④1台につき10万円上限 ⑤1機につき50万円上限
	生駒市	生駒市家庭用蓄電システム設置補助金	V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システム <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの 国の平成26年度補正予算において計上された一般社団法人次世代自動車振興センターが行う次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象となる充電設備として登録されているもの又は同等以上の機能を有するもの 	対象システムを市内の自ら居住する住宅に平成28年4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 対象システムを既存又は新築の住宅へ設置した者 対象システムが設置された新築の住宅を購入した者 	1件あたり5万円
岡山県		環境対応バス導入加速事業補助金	1 環境対応ディーゼルバス(平成17年規制以後の規制適合車)の導入(新車又は中古車) ※導入車両は路線バス事業に供すること。また、平成6年以前の規制適合車の廃車を伴う買替えであること。 2 ハイブリッドバス、CNGバスの導入(新車) ※平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う買替えであること。	旅客自動車運送事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者)リース事業者(事業用自動車の貸渡しを業とする者、特定旅客運送事業者に貸与して旅客運送を委託する者、子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者に貸与する者)	1 環境対応ディーゼルバスの導入 【補助率】車両購入価格の1/10 【補助限度額】1台につき240万円 2 ハイブリッドバス・CNGバスの導入 【補助額】車両本体価格と通常車両価格の差額の1/3
		業務用車両E・V等転換支援事業補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の導入・リース	企業等リース事業者	1台につき20万円

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
岡山県	岡山市	スマートエネルギー導入促進補助事業(H30予定)	1 電気自動車等(電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の購入・リース) 2 燃料電池自動車の購入・リース 3 V2H(住宅に設置するものに限る。)	市民 市内事業者 リース事業者	1 電気自動車等(電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の購入・リース)1台につき10万円 2 燃料電池自動車の購入・リース1台につき50万円 3 V2H 設置経費の1/3 上限10万円
	倉敷市	倉敷市電気自動車等導入促進補助事業	1 電気自動車等(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車)の購入・リース 2 電気自動車用充電設備(電気自動車等へ電気を充電するための設備)設置購入・リース	1 次のいずれかに該当するもの ア) 交付申請の日前1年以上継続して本市に住所を有する個人 イ) 本市に事務所又は事業所を有する法人(国又は地方公共団体を除く。) ウ) リース業者で、ア)又はイ)の者を対象に電気自動車等のリースを行うもの 2 本市において次のいずれかに該当する充電設備(未使用品に限る。)を新たに設置する法人(国又は地方公共団体を除く。)、管理組合、個人事業者若しくは個人又はリース業者でこれらの者を対象に充電設備のリースを行うもの ア) 市民等が一般に利用することが可能である駐車場に設置するもの イ) 共同住宅又は長屋の共用部分に設置するもの ウ) 従業員、事業者、来客等が利用する工場又は事業者の駐車場に設置するもの ※1,2いずれも市税の滞納がないこと	1 電気自動車等の購入 ・電気自動車1台あたり20万円(本体購入費が20万円未満の場合は当該購入額)、プラグインハイブリッド自動車1台あたり10万円(本体購入費が10万円未満の場合は当該購入額)、燃料電池自動車1台あたり50万円(本体購入費が50万円未満の場合は当該購入額) ※2018年度以降は上記の内容となる予定(確定は2018年3月下旬) ※2017年度以前はプラグインハイブリッド自動車の1台あたりの上限額は20万円としていた 2 電気自動車用充電設備の設置 ・設置費用(購入費及び設置工事費)から国庫補助を差し引いた額の1/2(1,000円未満の端数は切り捨て) ・急速充電設備は上限20万円(定格出力が50キロワットを超える場合は上限50万円)、普通充電設備は上限10万円
	津山市	津山市超小型電気自動車購入費補助金	以下の全ての要件を満たしていること 1 搭載された電池によって駆動される定格出力が0.25kWを超え、0.6kW以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で、内燃機関を有さないものをいい、標識交付証明書に「ミニカー」と記載されているもの。 2 新車購入したもの 3 市内業者から購入したもの 4 新車登録日から90日以内のもの	個人の場合 1 新車登録日において、市内に住所を有する者 2 標識交付証明書に所有者又は使用者として所在地として記載されていること 3 市税等を滞納していないこと 事業者等の場合 1 新車登録日において、市内に本店等を有すること 2 標識交付証明書に所有者又は使用者として記載されていること 3 市税等を滞納していないこと	1台あたり上限7万円(車両本体価格の1/2)
	笠岡市	笠岡市電気自動車等購入費補助金	普通自動車若しくは小型自動車又は軽自動車であって、当該年度の国のクリーンエネルギー自動車導入促進対策補助金業務実施細則別表1で定める電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)交付申請する者が自ら使用し、市内を使用の本拠とする新車の電気自動車等を購入する者で、次のいずれかに該当する者 ア 交付申請する日から起算して1年以上前から継続して本市に住所を有する個人 イ 本市に本社を置く法人又は個人事業者(国又は地方公共団体を除く。) (2)世帯全員の市税及び税外収入金の滞納がない者	補助対象車両の車体価格(消費税及び地方消費税を除いた価格)に10分の1を乗じて得た額とし、その限度額は10万円とする。この場合において、当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
	総社市	総社市電気自動車導入費補助金	電気自動車	登録日から起算して1年以上前から引き続き総社市に住所を有する個人または企業	新車1台につき10万円
	備前市	備前市電気自動車導入費補助金	電気自動車	登録日から起算して1年以上前から引き続き備前市に住所を有する個人または企業	新車1台につき対象経費の1/2、上限10万円
	美咲町	美咲町クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	クリーンエネルギー自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車)	補助金の交付の対象となる者は、自ら使用する目的で現に使用している車両を振興センターの補助を受けてクリーンエネルギー自動車へ買い替える者で、購入するクリーンエネルギー自動車検査証に記載されている登録年月日を基準日とし、1年以上引き続き美咲町に住所を有する者とする。	振興センターからの補助金の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。
	西粟倉村	西粟倉村低炭素なむらづくり推進施設の設置補助金	①電気自動車等購入補助 ・EV(電気自動車) ・PHV(プラグインハイブリッド自動車) ・FCV(燃料電池車) ②電気自動車等V2H充電設備	村民	①1台につき20万円の定額 ②本体価格の1/3 上限15万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
広島県	広島市	広島市低公害バス普及促進対策費補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス	一般乗合旅客自動車運送事業者	車両本体価格の8分の1又は通常車両価格との差額の4分の1
	東広島市	東広島市スマートハウス化支援補助金	電気自動車充電設備(V2H)	次の要件を満たす個人 ○市内に住所を有する、または補助事業の完了時に市内に住所を有すること ○市内の自ら住む住宅(事業所との併用住宅を含む)に、新たに補助対象設備を設置する、または補助対象設備を備えた住宅を購入すること。	上限額10万円(補助対象経費の10分の1)
山口県		再エネ水素ステーション導入促進事業	市町等が行う再エネ水素ステーションの設置に対する補助。ただし、県産品・やまぐち再エネ製品で、環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業を活用しているものに限る。	市町、団体等	1千円(定額)
山口県	周南市	燃料電池自動車等普及促進補助金	1. 毎年度、3月23日までに新規購入、新車登録された燃料電池自動車 2. 主として市内を走行する車両	1. 市内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人、法人 2. また上記とリース契約を締結したリース業者	国の定めたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(業務実施細則)で定める定価と基準額との差額の3分の1相当額(上限50万円)
	防府市	防府市地球温暖化対策施設等整備資金利子補給金	山口県地球温暖化対策設備等整備資金の融資を受けて、地球温暖化対策施設等(省エネルギー設備、燃料設備の転換、太陽光発電システム(全量売電とするものを除く)、風力発電システム、次世代自動車等温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)が既存設備対比で10%以上削減できるもの及び屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、保水性塗装、高反射塗装)の整備等を行う中小企業者等に対し、毎年度、予算の範囲内で利子補給金を交付する。 ※次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車)*新車に限る	中小企業者又は組合	取扱金融機関に対して支払った利子(遅延利子を除く。)のうち年利1.9パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額。
徳島県		燃料電池自動車普及促進事業補助金	燃料電池自動車	1 県内に事務所若しくは事業所を有する法人(国及び地方公共団体を除く)又は大学及び高等専門学校を設置者であって、次の全ての事項に該当するもの。 ・燃料電池自動車を活用し、科学技術の振興、親しむ機会等を創出できる者 ・県が実施する燃料電池自動車に関する普及啓発事業に協力できる者 ・災害時の地域への協力について協定が締結できる者 ・県が実施する燃料電池自動車の利用状況やニーズ把握のための調査に、モニター協力ができる者 ・燃料電池自動車の自動車検査証に使用の本拠地として徳島県内記載されていること ・県税が滞納されていない者 2 補助事業者がリース事業者の場合は、リース契約期間中については、使用者が前項の要件を全て満たす者で、かつ、貸与料に補助金相当額分の値下がりやを反映させなければならない。 3 燃料電池自動車が自社製品又は100%同一の資本に属するグループ企業からの調達となる事業者(リース契約の場合は補助対象の使用者)は補助事業者としない。ただし、補助事業者がリース事業者で、かつ、使用者が前述の事業者該当しない場合を除く。	燃料電池自動車の購入価格と標準車両購入額の差額の1/3以内(ただし、1台当たり100万円を上限とします。) ※新車の購入に限ります。(平成31年3月31日までに納車が見込めるもの)
香川県	高松市	高松市太陽光発電システム等設置費補助金	次世代自動車の充電設備(電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電及び当該電気自動車等から住宅への電力の供給を行うシステム)の導入 ※なお、太陽光発電システムと併設するときのみ補助対象	市内に住民票を有している個人	一律5万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
愛媛県		優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金	○低公害車輛(優良ハイブリッドトラック) ※優良ハイブリッドトラックとは、内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるもの(外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの(以下「プラグインハイブリッド自動車」という。)を除く。)であり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載されているものであって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車(ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(「平成21年排出ガス基準」に適合する自動車(「低排出ガス優良車」)に限る。)をいう。	県内に所在する事業所等を対象組織として低公害車輛を新たに購入又はリースする産業廃棄物収集運搬業者	(補助対象経費) 低公害車輛価格と通常車輛価格の差額 ・2t車 770,000円(最大積載量(減トン前)4t未満) ・4t車 2,680,000円(最大積載量(減トン前)4t以上) (補助率) 補助対象経費の1/4以内 (補助限度額) 補助限度額は車輛本体価格又はリース価格の1/4以内
愛媛県	宇和島市	宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金(電気自動車)	4輪の電気自動車(燃料電池自動車を含む) 自家用車として登録された新車で、かつリース車でないこと。また、車検証に記載されている、使用の本拠の位置が当市内であること。	住民登録のある個人で世帯員全員が市税を滞納していないこと。購入者・所有者・使用者が同一であること。	一律 5万円/台
	愛南町	新エネルギー等導入促進補助金	クリーンエネルギー自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル車)	自家用車を購入しようとする町民	電気自動車・プラグインハイブリッド車・クリーンディーゼル車については国の補助金の額と同額又は20万円のいずれか低い額。燃料電池自動車については、上限50万円
福岡県		福岡県水素ステーション整備費補助金	県内において設置され、次の要件を満たす水素ステーションの整備に要する経費 ・商用を目的とするもの ・70メガパスカルの燃料電池自動車に5キログラムの水素を3分程度で充填可能な能力を持つ、定置式のものであること	事業者	定額、上限4,400万円
福岡県	福岡市	福岡市次世代自動車普及促進事業補助金	1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の導入 2) 充電設備の設置	1) 市税の滞納がない福岡市内に1年以上継続して住民登録している個人や、本店を有する法人 2) 駐車スペースが5台以上ある福岡市内駐車場を管理または所有している市税の滞納がない者	1) EV: 車両本体価格の1/20で上限10万円 PHV: 車両本体価格の1/20で上限5万円 2) 急速充電設備: 設備購入費とその設置に必要な工事費等の1/2で上限20万円 普通充電設備・充電コンセント: 設備購入費とその設置に必要な工事費等の1/2で上限10万円
	北九州市	北九州市燃料電池自動車及び可搬型外部給電器導入補助金	燃料電池自動車(FCV)、可搬型外部給電器の導入・リース	市内に事業所が所在する法人、又は前記法人に貸与するリース事業者	・燃料電池自動車(FCV): 国が定める交付規定に基づき算出する補助金(以下、「CEV補助金」という。)交付額の25%とし、1台あたり50万円を限度とする。ただし、燃料電池自動車と可搬型外部給電器を同時に導入する場合は、CEV補助金交付額の40%とし、1台あたり75万円を限度とする。 ・可搬型外部給電器: 本体価格の10%とし、1台あたり10万円を限度とする。ただし、燃料電池自動車と可搬型外部給電器を同時に導入する場合は、本体価格の25%とし、1台あたり25万円を限度とする。
	行橋市	次世代自動車等導入補助金 集合住宅用電気自動車充電器購入補助金	プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の購入 充電器本体の購入(普通充電器、急速充電器)	個人(市民)、法人 集合住宅(10戸以上)を所有する法人又は個人事業者	車両本体価格の3%、5% 1台あたり上限(10万円、15万円) 1/2以内(限度額: 急速【課金式】60万円、急速50万円、普通20万円)

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
福岡県	筑紫郡那珂川町	那珂川町住宅改修工事費補助金	補助を受けようとするものが町内に所有する個人住宅又は併用住宅を省エネ化改修工事の一環としてEV(電気自動車)等の充電施設対応リフォーム工事を行う場合	次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。 (1) 那珂川町の住民基本台帳に登録されていること。 (2) 補助の対象となる住宅の所有者(同一世帯で生計を一とする世帯主を含む。)であって、かつ、当該住宅に現に居住していること。 (3) 補助の対象となる住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が、町税及び税外収入金の滞納がないこと。 (4) 本要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。	改修工事の金額(消費税を除く)。ただし、100,000円以上の場合は、当該改修工事に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額(当該額が100,000円を超えるときは100,000円)。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、この額を切り捨てた後の額とする。
大分県	大分市	大分市燃料電池自動車導入推進事業補助金	燃料電池自動車の導入・リース	【次のいずれかに該当する者】 ① 燃料電池自動車を購入し、自ら使用する個人であって、燃料電池自動車の新規登録をした時点において、市内に1年以上引き続き居住しており、かつ市税を滞納していないもの ② 燃料電池自動車を購入し、自ら使用する法人または個人事業者であって、燃料電池自動車の新規登録をした時点において、市内に1年以上引き続き事業所を有しており、かつ、市税を滞納していないもの ③ 燃料電池自動車を購入し、4年以上の期間を定めたリース契約等により次に掲げるものに使用させるリース事業者であって、市税を滞納していないもの ア、燃料電池自動車を新規登録した時点において、市内に1年以上引き続き居住している個人であって、市税を滞納していないもの イ、燃料電池自動車を新規登録した時点において、市内に1年以上引き続き事業所を有している法人等であって、市税を滞納していないもの	1台あたり50万円(一律)
鹿児島県	鹿児島市	電気自動車普及促進事業補助金	新たに購入する乗車定員4人以上の電気自動車(新車に限る)	自ら使用する目的で購入し、補助金交付申請日及び交付日に鹿児島市内に住所を有している個人又は事業所を有し、当該車両の使用の本拠を市内に置く法人で市税を滞納していないこと。	電気自動車1台につき10万円 ※個人または法人につき、単年度当たり1台を限度
		環境対応車普及促進対策事業補助金	新たに購入又はリースする天然ガストラック、ハイブリッドトラック(新車に限る)	自ら使用する目的で購入又はリースし、補助金交付申請日及び交付日に鹿児島市内に事業所を有し、当該車両の使用の本拠を市内に置く法人(民間に限る)又は個人事業者で市税を滞納していないこと。	環境対応車1台につき10万円 ※一事業者につき、単年度当たり2台を限度
	薩摩川内市	地球にやさしい環境整備事業補助金	・クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金に応募し、採択事業者から補助金の交付確定通知書を受領したもので、乗車定員4人以上である初年度登録した電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 ・超小型モビリティ	薩摩川内市に住所を有し、自ら使用するために当該車両を購入した方(個人・法人)	・電気自動車、プラグインハイブリッド車 国の補助額の1/2の額(1,000円未満切捨て)で、上限額50万円 ・上記車両の購入と同時に充電設備を設置した場合、5万円を上乗せ ・超小型モビリティ1台 7万円
		地球にやさしい環境整備事業補助金	・電気自動車等充電設備であって、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の補助事業者が実施する補助事業の対象となっているもの	薩摩川内市に事務所を有する法人又は個人	国の補助額の1/2の額、上限50万円(1,000円未満切捨て)
霧島市	霧島市低公害車導入費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程により補助を受けて購入した電気自動車・プラグインハイブリッド自動車で、使用の本拠の位置が市内にあること。	本市に住所を有する個人、法人等で本市に住所を有する者(住所を有することになった日から1年以上住民であること)	採択事業者が実施する低公害車導入費補助金の額が10万円以上100万円未満のときは10万円とし、100万円を超えるときはその額の10分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、限度額を40万円とする)。	
沖縄県	宮古島市	宮古島市電気自動車等導入補助金	電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車 ※燃料電池自動車、ハイブリッド車、二輪車は除く	市民及び市内に本拠のある法人	定額(上限10万円)

※1: 本ガイドブック発行時点で公表可能な情報を中心に、環境省が独自に調査しているため、必ずしも全ての情報を掲載できていないわけではありません。

※2: 掲載情報は、調査時点での内容であり、地方議会における審議結果などを受けて、変更となる場合があります。

※3: 最新の情報については、各地方公共団体のホームページにてご確認ください。

●融資制度

本ガイドブック発行時点で公表可能な情報を中心に、環境省が独自に調査しているため、必ずしも全ての情報を掲載できているわけではありません。

また、掲載情報は、調査時点での内容であり、地方議会における審議結果などを受けて、変更となる場合があります。

最新の情報については、各地方公共団体のホームページにてご確認ください。

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
北海道	中小企業総合振興資金 (ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付 (政策サポート))	環境への負荷を低減させる施設等 (次世代自動車、低公害車、燃料 供給施設等)を導入するための事 業資金	道内の中小企業者等	融資限度額 1億円 融資利率 (H30 予定) ・固定金利 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% ・変動金利 1.1% (※) (※融資期間3年超の場合に限る) 融資期間 10年以内 (うち据置1年以内) 資金使途 事業資金
北海道	苫小牧市	中小企業環境保全施設資金	低公害車(電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、LPガス車等)の導入経費及びその燃料供給施設設置経費	市内に独立した事業所を有し、1年以上同一事業を営み、かつ、市税(市民税・固定資産税)を完納している中小企業及び関係法令により設立認可を受けた組合。 ○設備資金・移転資金 限度額 3,000万円以内 期間 10年以内(据置1年以内) 利率 年1.1% ○低公害車導入資金 限度額 2,000万円以内 期間 10年以内(据置1年以内) 利率 年1.1%
宮城県	環境安全管理対策資金	事業用の電気自動車、メタノール自動車等及びディーゼル微粒子除去装置等の導入	県内に事業所を有する中小企業者	融資利率 年1.8% 保証料率 年0.6%以下 融資限度額 5,000万円 (設備資金) 融資期間 7年以内 (うち据置1年以内)
宮城県	仙台市	地域産業活性化融資 (環境保全促進資金)	①事業用の電気自動車等の低公害車の導入 ②ディーゼル車の排出ガスによる大気汚染の防止を図るための装置の装着	中小企業者及び事業協働組合 融資限度額 1億円 利率 1.0% 返済期間 12年以内
福島県	福島県環境創造資金融資制度	①次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)(新車購入に限る。) ②燃料電池自動車用水素供給設備、電気自動車用充電設備、天然ガス自動車用燃料供給設備 ③ディーゼル車に対するディーゼル微粒子除去装置の装着 ④その他知事が特に必要と認める施設	①県内に工場又は事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる ②中小企業者、組合又は農業を営む方であって ③自己資金のみでは、環境保全施設等の整備などの環境保全対策を行うことが困難であると認められる方	融資額 3,000万円以内 利率 年1.3% 融資期間 7年以内 (融資を受けてから1年間の据置期間を含む。) 返済方法 元金均等の年賦又は月賦返済
栃木県	環境保全資金	指定低公害車購入又は低公害車用燃料供給施設整備	事業者	融資利率 1.6% 融資限度額 所要経費の90%以内、100万円以上1億円以下 融資期間 融資額が1,000万円以上の場合 10年以内 融資額が1,000万円未満の場合 7年以内
栃木県	宇都宮市	中小企業設備資金	低公害車の購入 低公害車用燃料供給設備の整備	中小企業者及び中小企業団体 限度額 1企業 年度間3000万円 1団体 1億円 融資期間 利率 5年以内 (据置期間1年以内) 年利1.8% 10年以内 (据置期間1年以内) 年利2.0% 15年以内 (据置期間1年以内) 年利2.3%
群馬県	群馬県環境生活保全創造資金 (低公害車導入整備資金)	電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車又は低公害車用燃料供給設備	県内に工場若しくは事業所等を有する中小企業者及び中小企業団体で県税を完納している者のうち、自己資金によっては資金の調達が困難な者。(ただし、低公害車の購入については、環境GS企業に限る。)	融資利率: 保証付き責任共有制度 対象外年1.3%以内 保証付き責任共有制度 対象年1.4%以内 保証なし年1.7%以内 融資限度額: 1億円 融資期間: 10年 (うち据置1年)以内
群馬県	高崎市	環境改善資金	事業用の低公害車(電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車など)の購入に要する資金(乗用車両を除く)	市内に本店または主たる事業所を有し、市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者または中小企業団体 融資限度額 ・設備資金1億円 ・運転資金2,000万円 (両資金あわせて1億円) 融資利率 ・年1.3%以内 (信用保証付は0.9%以内) 融資期間 ・設備資金10年以内 (融資後2年以内据置可) ・運転資金8年以内 (融資後2年以内据置可)

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
埼玉県		埼玉県環境みらい資金融資	①電気自動車用急速充電設備の設置 ②天然ガス自動車用充電設備の設置 ③燃料電池自動車用充電設備の設置	県内で1年以上事業を営んでる事業者	【融資限度額】 1億5,000万円 (10万円以上・10万円未満切り捨て) 【融資利率】 年0.30% (0.01%) 以内・固定金利 ※()内は信用保証を付した場合 【返済期間】 融資額が3,000万円超の場合: 10年以内 (大企業は7年以内) 融資額が3,000万円以内の場合: 7年以内
千葉県		中小企業振興資金 (環境保全資金)	低公害車の導入、低公害車燃料等供給設備の設置、粒子状物質減少装置の装着、エコドライブ管理装置の設置 等	県内で事業を行う中小企業及び創業者	融資限度額: 5000万円 融資利率: 借入期間 3年以下 年1.3% 3年超~5年以下 年1.5% 5年超~7年以下 年1.7% 7年超 年1.9% 融資期間: 10年以内 (割賦償還。据置期間1年以内を含む)
千葉県	千葉市	環境経営応援資金	1 低公害車の購入 (九都県市低公害車指定指針で定めた九都県市指定低公害車に限る) 2 低公害車用燃料等供給施設の設置	(1)市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たし、環境改善に資すると認める設備を導入するための資金を必要とする者 ・千葉市と「千葉市地球環境保全協定 (又は「環境の保全に関する協定」) を締結し、所定の計画書・報告書を提出している者。 ・市内の事業所にて、ISO14000シリーズ、エコアクション21、エコステージ、KES、グリーン経営認証のいずれかの認証を取得している者 (2)周辺環境に影響を及ぼしている事業者が実施する公害防止施設の設置、改善等のための資金を必要とする者	【融資利率】 1年以内 年1.4%以内 3年以内 年1.6%以内 5年以内 年1.8%以内 7年以内 年2.1%以内 10年以内 年2.3%以内 15年以内 年2.5%以内 【融資限度額】 2億円 【融資期間】 設備 15年以内 (据置1年以内) 【利子補給率】 年1.1%
東京都		東京都環境保全資金融資 あっせん	指定低公害・低燃費車への買換え	都内に事務所を有する中小企業、個人事業者	・融資利率: 受付時の長期プライムレート以内 ・融資限度額: 1億円/1企業 ・融資期間: 7年以内 ・補助率 利子補助: 1/2 信用保証料補助: 2/3
東京都	千代田区	千代田区商工融資 あっせん制度 (地球温暖化・環境対策特別資金)	プラグインハイブリッド車・電気自動車への買い換え	区内中小企業者・個人事業主で、区内に本店登記 (法人の場合) または主たる事業所 (個人事業主の場合) があり、営業の実態が区内で1年以上ある事。	融資限度額: 1000万円 融資利率: 2.0%以下 利子補給: 区民: 1.7% 区民以外: 0.6% 本人負担: 区民0.3%以下 区民以外1.4%以下 融資期間: 7年以内
	中央区	中央区商工業融資 設備資金 (公害)	低公害車の導入・アスベスト除去等公害防止にかかる設備資金	中央区内の同一場所で同一事業を営んでいる中小企業者・法人の場合は中央区に登記のある中小企業者・税金を完納していること・保証協会の対象業種。該当の事業者が公害防止設備を導入する場合	借受人 融資利率: 年0.4% (※0.3%)、限度額3,000万円、返済期間9年以内 (据置6か月を含む)、保証料補助全額 ※中央区版二酸化炭素排出抑制システム認証取得事業所等、優遇利率適用事務所に対して負担利率を軽減
	港区	環境対策融資	①東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両等 (乗用車は対象外) ②急速充電設備・普通速充電設備設置費用	区内中小企業者	融資限度額: 2,000万円以内 本人負担額: 0.1% 貸付期間: 7年以内
	新宿区	環境保全資金	東京都指定の低公害・低燃費車購入のための設備資金	区内中小企業者	融資限度額 500万円 融資利率 年2.1%以下 利子補給 年1.4%以下 借受者負担金利 年0.7%以下 融資期間 5年以内 (うち据置期間6か月以内)
	文京区	地球温暖化等環境対策資金	東京都の指定する低公害車の購入、既成の自動車に東京都の指定する公害を防止する設備を設置	区内事業者 (条件あり)	融資限度額: 1500万円 (代表者が区民の場合1800万円) 契約利率: 年1.7% 利子補給: 年1.4% 実質利率: 年0.3% 返済期間: 84か月 (7年) 以内 元金据置6か月以内を含む

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等	
東京都	台東区	環境改善資金	「九都府市指定低公害車」に認定された事業用エコカーの購入または買い替え	長期事業資金対象者 ※区内に主たる事業所を有する(法人は営業の本拠かつ本店登記)こと、区内で1年以上、同一場所で同一事業を営んでおり、今後も区内で事業を続けること。信用保証協会の対象業種であること。所得税(法人税)、事業税等を完納していること。 ・融資限度額 1,500万円 ・融資利率 2.2%以内 ・利子補助 1.9%以内 ・本人負担 0.3% ・返済期間 700万円以内 7年以内(内据置12か月以内) 700万超 9年以内(内据置12か月以内) ・信用保証料 全額補助	
	江東区	環境保全対策資金	次のいずれかに該当する種目(中古車を除く) (1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド・プラグインハイブリッド自動車 (4)東京都指定公害車であること。	区内中小企業(事業者・個人)	融資額1,250万円以内 年利2.1%のうち本人負担1.0%(区1.1%利子補助) 返済期間は6年以内(措置期間12ヶ月を含む)
	品川区	品川区融資あっせん制度 環境対策資金	低公害車の導入	区内中小企業者および個人事業者	融資限度額 1,500万円 融資利率 年 1.8% 利子補給 年 1.6% 借受者負担金利 年 0.2% 融資期間(うち据置月数) 7年以内(6か月) 保証料補助率 2/3
	目黒区	中小企業資金融資	融資あっせん申込日に、九都府市あおぞらネットワーク指定する低公害車の購入(中古は対象外)	区内中小企業者(条件あり)	融資限度額 2,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 0.8% 借受者負担金利 1.0%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
		小規模企業資金融資	融資あっせん申込日に、九都府市あおぞらネットワーク指定する低公害車の購入(中古は対象外)	区内中小企業者(条件あり)	融資限度額 1,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.4% 借受者負担金利 0.4%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
		小口零細企業資金融資	融資あっせん申込日に、九都府市あおぞらネットワーク指定する低公害車の購入(中古は対象外)	区内中小企業者(条件あり)	融資限度額 2,000万円以内(信用保証協会の保証付融資の残高を合わせて2,000万円の範囲内) 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.4% 借受者負担金利 0.4%以内 融資期間 7年以内(措置1年含む)
		工業近代化資金融資	自動車Nox・PM法の規制対象ディーゼル車(乗用車を除く)の低公害車への買換え	区内中小企業者(条件あり)	融資限度額 3,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.1% 借受者負担金利 0.7%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
		大田区	大田区中小企業融資あっせん制度 「環境対策資金」	排ガス規制の対象となるディーゼル車の改修及び買換(車両保管場所が区内であること、自動車検査証にNox・PM対策地域内での使用制限が記載されていること。改修の場合は都条例の規制に適合するための装置の設置費用。中古車の買換は対象外。)	大田区内に住所(法人の場合は登記上の本店所在地)または主たる事業所を1年以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること)等
	世田谷区	世田谷区中小企業融資あっせん制度 省エネルギー対策資金	エコカー(EV車・ハイブリッド車・LPG車・CNG車) 九都府市あおぞらネットワーク指定低公害車(EV車と合わせて購入・設置する充電設備を含む)	区内の中小企業者(法人・個人)及び組合等(要件あり)	融資限度額:2,000万円 融資利率:年2.2% 利用者負担利率:年0.3% 利子補給利率:年1.9% 返済期間:7年以内(据置6か月以内を含む)
	渋谷区	渋谷区中小企業事業資金融資あっせん制度(低公害車特別資金)	東京都指定低公害車(電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車、低排出ガス認定車、国の排出ガス最新規制に適合したディーゼル車等)の購入資金 ※原則として建設業・運輸業の事業用車両は除く。	区内に主たる事業所及び本店の登記を有し、区内で同一事業を一年以上営んでいる法人又は個人。ただし区内に引続き一年以上住所を有し、区外に事業所を有する個人事業者を含む。	融資限度額:1,000万円以内 融資利率:1.7%以内 利子補給:1.3% 借受者負担:0.4% 貸付期間:7年以内(据え置き6か月含む) ※営業に供するための自家用自動車は、400万円を限度とする。
	荒川区	荒川区中小企業融資制度(環境保全対策融資)	低公害車の購入に要する経費	中小企業者	融資融資限度額 1,500万円 融資率 年利1.9% (本人負担0.9 区負担1.0) 信用保証料 区全額負担 返済期間 7年以内
	練馬区	地球温暖化等環境対策特別貸付	低公害車の導入(①電気自動車②天然ガス自動車③ハイブリッド車④燃料電池自動車⑤九都府市あおぞらネットワーク指定公害車)	区内中小企業者(条件あり)	融資限度額 設備資金500万円 融資利率 2.0% 利子補給 1.8% 利用者負担金利 0.2% 貸付期間 7年以内(据置期間6か月を含む) 営業用普通乗用車購入の場合、設備資金上限は250万円 個人タクシー購入の場合、設備資金上限は400万で貸付期間は4年以内 信用保証料補助 半額を補助

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
東京都	葛飾区	環境・省エネルギー対策 資金融資 低公害車の導入資金 ・東京都指定低公害車の購入費 (買換に限る) ハイブリッド自動車、電気自動 車、天然ガス自動車、メタノー ル自動車など ・上記車両用の燃料供給設備の導 入費(供給燃料は、電気・天然 ガス・メタノールに限る。)	区内に事務所を有し、1年以上上 一場所ですべて事業を営んでいる中小企 業、個人事業者	・融資利率：2.0% ・融資限度額：3,000万円 1.24ナンバーおよびタクシー用 の車両以外は1台につき500万 円が融資申込額の上限。 ・融資期間：8年以内 ・補助率 利子補給：1.5% 信 用保証料補助：30万円まで
	江戸川区	経営向上資金融資 ・東京都環境確保条例35条要綱第 3条第1項に定める特定低公害 ・低燃費車の導入経費 ※ ・現在所有している平成19年(平 成27年度燃費目標基準策定)以 前に登録された車両の買換え経 費 ※ ※いずれも新たに購入する車両は 以下の要件を満たすもの ・新車 ・営業用車両(緑ナンバー)又 は貨物車、事業用特殊車 (1.4,8,9ナンバー)	区内に1年以上住所を有し、区内 で引き続き1年以上同一事業を営 んでいる中小企業者	融資限度額 8,000万円 融資期間 9年以内 (据置1年以内) 融資利率 年2.0%以内 利子補給 年1.5%以内 〔本人実質負担 年0.5%〕 信用保証料補助 当該融資分を全額補助
	小金井市	小金井市小口事業資金融 資あっせん制度 地球温暖化対策や公害防止対策等 の快適環境実現のための、営業用 の低公害車両の購入	市内中小企業者(法人、個人) ※条件あり。	限度額：200万円 融資利率：1.975% 利子補給：1.175% 借受人負担金利：0.8% 融資期間：7年以内 *平成27年10月現在 *融資利率、利子補給、借受人負 担金利は変動性 参照URL： http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka/shiminbu/keizaika/info/yuushiassen.html
	羽村市	中小企業振興及び環境配 慮資金融資制度 ハイブリッド、クリーンディーゼ ル、天然ガス自動車、電気自動 車、燃料電池自動車 EV、PHV、FCV、NGVの駆動 に必要なエネルギーを供給する設 備	中小企業基本法における中小企業 者	限度額3,000万円、償還期間10年 (120回)以内(据置6ヶ月含む)、 償還方法元金均等月賦返済、 利率1.2%(本人負担0.24%)、利 子補給10分の8 信用保証料補助2分の1又は 200,000円のいずれか低い方
神奈川県	神奈川県中小企業制度融 資フロンティア資金 電気自動車や燃料電池自動車及び 電気自動車の充電設備	県内で原則1年以上同一事業を営 んでいる中小企業者又は協同組合 等	融資利率 年2.1%以内(固定) 融資限度額 800万円 (協同組合等は1億2000万円) 融資期間 1年超10年以内	
神奈川県	横浜市	横浜市中企業融資制度 よこはまプラス資金(環 境・エネルギー対策) 九都県市指定低公害自動車の新車 購入	市内の中小企業者及び組合の方	融資利率：年2.1%以内 融資額：2億円以内 融資期間：15年以内
	川崎市	川崎市公害防止資金融資 制度(低公害自動車購入 資金融資) 九都県市低公害車指定制度により 指定された自動車(ただし、乗用 車及び軽貨物車を除く事業用車に 限る。)	中小企業者又は協同組合	融資限度額 会社、個人 5,000万円以内 協同組合 1億円以内 融資利率 融資実行時の長期プライムレ ート+0.1% 利子補給 利子の1/2相当額を補給 融資期間 300万円以下の場合は3年以内 300万円を超える場合は 5年以内 *ただし、1年以内の据置期間 を含む。
	平塚市	平塚市中小企業融資制度 (地球温暖化対策資金) ①電気・燃料電池自動車 搭載された電池又は燃料電池に よって駆動される電動機を原動 機とする自動車、自動車検査 証に当該自動車の燃料が電気又 は燃料電池であることが記載さ れるもの ②電気自動車用急速充電器 電気自動車に充電するための設 備	中小企業者等	融資利率：2.3%以内 融資限度額：5,000万円 融資期間：10年以内
	伊勢原市	環境対策資金融資制度 ・市内の事業所に、太陽光発電設 備を導入する中小事業者 ・市内の事業所に、電気自動車等 低公害車(電気自動車・天然ガ ス車・メタノール車・ハイブリ ッド車)を導入(購入・リース) する中小企業者	中小企業者	・融資限度額 2,000万円 ・融資利率 1.8パーセント以内 (保証付きの場合は1.5パーセン ト以内) ・返済方法 割賦返済
	綾瀬市	綾瀬市中小企業融資制度 経営安定資金【環境保全 型】 ・自動車NOx・PM法施行令第 4条に規定する指定自動車のう ち最新規制に適合する車両の購 入 ・九都県市指定低公害車の購入	・資本金3億円(小売業・サービ ス業5,000万円、卸売業1億円) 以下、又は従業員300人(小売 業50人、卸売業・サービス業 100人)以下の会社及び個人 ・市税を完納しており、市内で1 年以上継続して同一事業を営ん でいる(個人の場合は市内に1 年以上居住している)こと	融資限度額 3千万円 融資利率 年1.5%以内 返済期間 運転5年以内 設備7年以内 1年 返済方法 割賦返済 補助制度 保証料の1/2以内 (限度額は10万円) + 支払利子の1/2以内 (24ヶ月以内)

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
新潟県		新潟県環境保全資金融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の購入 電気自動車等に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充填する施設、メタノール自動車にメタノール又はその混合物を充填する施設の設置 	新潟県内の中小企業者である法人又は個人	融資利率 1.65% (新潟県信用保証協会の責任共有制度対象保証付き) 1.85% (新潟県信用保証協会の責任共有制度対象外保証付き) 2.15% (保証なし) 融資限度額 2,000万円以内 限度率 必要経費の4/5以内 融資期間 6年以内
富山県		富山県中小企業環境施設整備資金融資制度	低公害車の購入に要する資金	県内に工場又は事業所を有し、事業を営む中小企業者に該当する者	【融資利率】 1.15%以内 【融資限度額】 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者 3千万円以内 団体 5千万円以内 【償還期間】 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者 7年以内 (うち据置期間1年以内) 団体 10年以内 (うち据置期間1年以内)
		富山県立山環境配慮バス購入資金融資制度	自動車NOx・PM法の基準に適合する定員11人以上のバス又は電気バス	立山有料道路等においてバスを運行する県内のバス事業者	【融資利率】 年1.15%以内 【融資限度】 1事業者あたり5千万円以内 【償還期限】 7年以内 (うち据置期間1年以内)
富山県	富山市	環境保全設備資金	クリーンエネルギー自動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車)	1.富山市に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一業種を継続して営んでいる者 2.中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいる者。 3.納期が到来している全ての市税を完納している者。 4.事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれる者。 5.富山市屋外広告物条例の規定に違反して屋外広告物等の表示や設置をしていない者。	【融資利率】 2.00% (市助成率1.20%、実質利率0.80%) 【融資限度額】 2,000万円 【融資期間】 7年以内 (うち据置期間1年以内)
石川県		石川県地球温暖化対策支援融資制度	次世代自動車 (電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車 (乗用車)) の導入	環境マネジメントシステム (※) に取り組んでいる者であって、1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体 (※ISO14001、エコアクション21、いしかわ事業者版環境ISO)	<ul style="list-style-type: none"> 融資利率：1.60%以内 融資限度額：5,000万円 融資期間：10年以内 (うち据置期間2年以内)
石川県	金沢市	金沢市地球温暖化対策資金融資制度	低公害車の導入及びその燃料供給施設の整備	市内中小企業者又は組合	<ul style="list-style-type: none"> 融資利率：1.4% 融資限度額：2,000万円 融資期間：10年以内 返済方法：元金均等償還
福井県	福井市	効率アップ設備促進資金	生産性の向上や経費の削減を図るための設備導入 (例：低燃費車の導入、エネルギー効率の良い設備への交換など)	市内の中小企業者等	融資限度額 2,500万円以内 融資期間 10年以内 (据置1年以内を含む) 利子補給 最初の1年間 1/2補助 保証料補給 全額補給
山梨県		環境対策融資	低排出ガス車に認定された自動車の購入、粒子状物質減少装置の整備に要する資金	中小企業者等	年利：責任共有 1.8% 貸付限度額：5,000万円 償還期間 (据置期間)：7年 (1年)
愛知県		経済環境適応資金	環境負荷低減設備	中小企業者	融資限度額 1億5,000万円 融資期間・利率 5年 年1.1%以内 7年 年1.2%以内 10年 年1.3%以内
愛知県	名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	①電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車及びクリーンディーゼル自動車の購入、充電・充填設備の設置等 ②最新排ガス規制に適合していないディーゼル貨物自動車・バスの適合車への代替 ③基準に適合していない特定特殊自動車から基準適合車への代替 ④規程等に合致していない建設機械等から低騒音型建設機械等への代替	(1)市内中小企業者 (2)市内中小企業団体	融資利率 年1.3% 融資限度額 (1)1年度3,000万円 (2)6,000万円 ※①について、ハイブリッド自動車 (ガソリン乗用車) 及びクリーンディーゼル自動車については1台あたり上限300万円、それ以外の自動車については1台あたり上限500万円 融資期間 7年以内 (据置期間1年以内) 利子補給 支払利子額の①は全額、②～④は半額 (ただし③④のうち特に大気環境に良好な車両、機械を導入する場合は全額補助)

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
愛知県	岡崎市	岡崎市環境対策資金融資あっせん利子補給補助金制度	低公害車の購入（乗用車は対象外とする。）	県内に事業所を有し、市内において導入する中小企業者	融資あっせん限度額 1千万円 融資利率 年1.3% 返済期間 7年以内 補助金 当該融資期間内に支払う利子相当額
三重県		三重県中小企業融資制度「環境・防災対策等促進資金融資」	①自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え ②長期規制車を廃車し、ポスト新長期規制車へ買い換え ③使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ④自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車とするNOx・PM低減装置の装着 ⑤低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車）の購入	中小企業者及び組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 年1.4～1.6% (協会の保証を付さない場合は、1.45～1.65%) 貸付期間 7年以内 (据置1年含む)
滋賀県	大津市	大津市公害防止、環境保全施設整備等資金の貸付制度	低公害車（別途規定あり）の購入	中小企業者及び中小企業団体であって、次の全ての事項に該当するもの。 1. 市内に1年以上工場等を設置していること。 2. 市税を完納していること。 3. 対象事業を実施するために必要な資金の調達が困難であると認められること。 4. 償還能力を有すると認められること。 5. 大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する事業者の責務を課すと認められること。	【融資利率】年1.5% 【融資限度額】対象事業に要する経費の80%以内で、かつ1,000万円 【融資期間等】1年の据置期間を含め貸付の日から10年以内 【その他】連帯保証人2名を要し、かつ担保の提供または信用保証協会の保証が必要
京都府	舞鶴市	中小企業環境対策特別融資（略称：舞グリーン）	低公害車（事業用）導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	市内の中小企業者	【融資利率】年1.6% 【融資限度額】2,000万円 【融資期間】10年以内
兵庫県		兵庫県地球環境保全資金（最新規制適合車等購入資金）	1 排出基準非適合車から最新規制適合車等への代替 2 燃料電池自動車、電気自動車及び天然ガス自動車の購入に要する資金	県内に工場等を有し、事業を営む中小企業者及びNPO法人	融資利率 0.7% 融資限度額 1台毎に設定 融資期間 10年間 (2年間据置可) 利子補給 なし
和歌山県		振興対策資金（環境保全枠）	NOx・PM法排出基準適合車（乗用自動車除く）（非適合車からの買い替えに限る）	中小企業者	融資限度額：5,000万円 融資利率：年1.8%以内 (保証料別途) 融資期間：10年以内
		安全・安心推進資金（エネルギー政策推進枠）	クリーンエネルギー自動車及びクリーンエネルギー自動車燃料供給施設	中小企業者	融資限度額 設備資金1億円 融資利率 年1.2%以内 (保証料別途) 融資期間 設備資金10年以内
岡山県		新エネ・環境対策資金	・事業用のクリーンエネルギー自動車又は充電設備等の購入に必要な資金	・新エネルギーの導入を行う中小企業者又は組合 ・環境保全を行う中小企業者又は組合	融資限度額 1億円 融資利率 年2.00%以内 (変動金利) 保証料率 年1.52～0.45% ※信用保証を付ける場合 融資期間 10年以内 (うち据置2年以内)
広島県	広島市	広島市中小企業融資制度環境保全資金（特別融資）	(ア)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車等の購入 (イ)最新排出ガス規制基準に適合しないディーゼル貨物自動車及びバスを廃車して、それと同程度以上の最大積載量の最新排出ガス規制基準適合車への買い替え	広島市内中小企業者	【融資限度額】7,000万円 【融資利率】年1.2%以下 【融資期間】10年以内 (うち据置1年以内)
山口県		山口県地球にやさしい環境づくり融資	次世代自動車（燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車）※新車に限る	個人	融資限度額 500万円 融資利率 年1.5%（固定金利） 償還期間 5年以内 償還方法 元利均等月賦償還（貸付金額の50%以内で半年毎の増額返済も可能） 保証 取扱金融機関の定めるところによります。 ※別途保証会社の保証料が必要
		山口県地球温暖化対策施設等整備資金融資	次世代自動車（燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車）※新車に限る	中小企業者	融資限度額 1億円 融資利率 年1.5% 償還期間 1,000万円未満 5年以内 1,000万円以上 7年以内 5,000万円以上 10年以内 償還方法 原則として、元金均等月賦償還 利子後払い 担保・保証人 取扱金融機関の方法

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
徳島県		自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度	①電気自動車等低公害車 ②電動バイク、電動アシスト自転車 ③電気自動車充電設備 ④燃料電池自動車水素供給設備	以下の条件全て満たす者 ・中小企業者 ・県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでいる者 ・県税を滞納していない者	融資限度額 1億円以内 融資利率 年1.6%以内 (①、②) 年1.7%以内 (③、④) 融資期間 5年以内 (①、②) 10年以内 (③、④)
愛媛県		愛媛県環境保全資金融資制度	電気自動車、ハイブリッド自動車その他低燃費で汚染物質の排出量が低減されている自動車(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第78条第1項の製造事業者等の判断の基準に適合するもの又は窒素酸化物若しくは二酸化炭素の排出量がハイブリッド自動車と同程度以下のものに限る。)	県内に工場又は事業場を有する中小企業者等で6ヶ月以上継続して現事業を行っているもの	融資限度額 5000万円以内 融資期間 10年以内 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年1.70%
高知県		高知県中小企業等融資制度(事業環境整備促進融資(環境保全促進))	東京都指定の低公害車の導入	県内において指定事業を営む中小企業者	融資限度額 1億円 融資利率 年2.87%以内 融資期間 20年以内
福岡県		福岡県環境保全等施設整備資金融資制度	事業の用に供する低公害車の購入・最新規制適合車への買替え(いずれも新車購入に限る) ①低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の新たな購入 ②使用中のディーゼル自動車(貨物自動車及びバス)の廃車に伴う代替車両として車両総重量が同程度の最新規制適合車への買替え	以下の条件を満たす中小企業者又は中小企業団体 ①県内に工場又は事業所を有し、現に事業を営んでいること ②県の事業税を滞納していないこと ③許認可等が必要な業種にあっては、その許認可等を取得していること	・融資限度額：1企業4,000万円以内 ・融資利率：年1.1% ・信用保証料率：年0.45～1.9%(割引制度あり) ・融資期間：10年以内(融資額1,000万円未満の場合は7年以内)
		福岡県エネルギー対策特別融資制度	・水素ステーション(燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。) ・その他水素ステーション等と同程度以上の効果を有すると知事が認めるもの	県内に事業所があり、現に事業を営んでいる中小企業者(個人、法人、組合)	・融資限度額：1億円以内(水素ステーションの場合は2億円以内) ・融資期間：10年以内(水素ステーションの場合は15年以内) ※据え置き期間は2年以内 ・融資利率：年1.1% (融資期間が10年超の場合は1.3%) ・保証料率：0.13%～1.62%(水素ステーションの場合は0.25%～1.62%)
福岡県	北九州市	北九州市環境産業融資	<リーディングプロジェクト支援資金> 水素ステーション <環境配慮型製品導入資金> 燃料電池自動車(FCEV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)及びそれらの充電設備	北九州市内に事業所を有する事業者	<リーディングプロジェクト支援資金> ・返済期間5年以内、利率0.90%固定、限度額10億円 ・返済期間10年以内、利率1.25%固定、限度額10億円 ・返済期間15年以内、利率1.65%固定、限度額10億円 <環境配慮型製品導入資金> ・返済期間5年以内、利率1.20%固定、限度額1千万円 ・返済期間10年以内、利率1.40%固定、限度額1千万円
長崎県	長崎市	長崎市中小企業工コ資金	低公害車(燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車(プラグインハイブリッド車含む。)、クリーンディーゼル自動車)の購入	市内中小企業者(市内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資限度額 2,000万円 融資利率 年1.40%(固定) 融資期間 10年以内 (据置1年以内) 信用保証料 市が全額補助
熊本県		熊本県中小企業融資制度(うち経営革新等支援資金)	・電気自動車の充電施設を設置する者又は設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者 ・電気自動車を導入する者	熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。	・利率 固定 年1.90%以内 ・保証料率 0.25～1.70% ・融資限度額 1企業 5,000万円 ・融資期間 10年以内
熊本県	熊本市	熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度	電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車、電気自動車用充電システム、燃料電池自動車用水素供給システム	熊本市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者	融資限度額：1,000万円以内 融資期間：10年以内 融資利率：固定 年1.80%以内 保証料率：年0.45%～1.90% 市から2分の1補給
大分県		地域産業振興資金(新エネルギー施設導入融資)	電気自動車の充電設備	中小企業者	融資利率：2.1% 保証料率：0.85% 融資限度額：企業8千万円・組合1億円 融資期間：10年(内据置1年)
大分県	大分市	環境保全資金	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車の購入資金	市内に工場等を有する中小企業者及び中小企業団体(同一事業経営1年以上)	融資利率：年1.9% 信用保証料：年0.45%～1.9%(市が全額補助) 融資限度額：1,000万円 融資期間：1年超10年以内(うち据置1年以内)

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
鹿児島県		鹿児島県中小企業融資制度 (観光・ものづくりパワーアップ資金)	自動車関連産業、環境・新エネルギー産業において、取引の拡大や新規参入、生産性の向上などを図るための設備	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合(自動車関連産業、環境・新エネルギー産業)	融資限度額 1億5千万円 融資利率 年1.8%~2.45%、 10年超変動金利 (平成29年度融資利率) 融資期間 設備資金15年以内 (措置36月以内) 保証料率 年0.13%~1.58%
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市中小企業融資制度 (うち環境配慮促進資金)	事業用ハイブリッド自動車、天然ガス自動車又は電気自動車の購入	市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 3,000万円 ・融資利率 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超 年2.35% ・融資期間 <ul style="list-style-type: none"> 運転7年以内(1年据置含) 設備10年以内(1年据置含) ・保証料率 年0.45~1.90% ・保証料補助 5分の4

※1：本ガイドブック発行時点で公表可能な情報を中心に、環境省が独自に調査しているため、必ずしも全ての情報を掲載できていないわけではありません。

※2：掲載情報は、調査時点での内容であり、地方議会における審議結果などを受けて、変更となる場合があります。

※3：最新の情報については、各地方公共団体のホームページにてご確認ください。

●税制特例措置

本ガイドブック発行時点で公表可能な情報を中心に、環境省が独自に調査しているため、必ずしも全ての情報を掲載できているわけではありません。

また、掲載情報は、調査時点での内容であり、地方議会における審議結果などを受けて、変更となる場合があります。

最新の情報については、各地方公共団体のホームページにてご確認ください。

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
千葉県	睦沢町	軽自動車税	平成29年4月1日～平成30年3月31日までに新車新規登録し、グリーン化特例に該当する車両	納税義務者	適用期間：平成30年度のみ(1年限り) ①75%軽減 【対象】 電気自動車及び天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%以上低減) ②50%軽減 【対象】 乗用：平成32年度燃費基準+30%達成車のうち平成30年排出ガス基準50%以上低減又は平成17年排出ガス基準75%以上低減のもの(※1) 貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車のうち平成30年排出ガス基準50%以上低減又は平成17年排出ガス基準75%以上低減のもの(※1) ③25%軽減 【対象】 乗用：平成32年度燃費基準+10%達成車のうち平成30年排出ガス基準50%以上低減又は平成17年排出ガス基準75%以上低減のもの(※1) 貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成30年排出ガス基準50%以上低減又は平成17年排出ガス基準75%以上低減のもの(※1) (※1 揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る) (JC08モードを算定していない場合にのみ、燃費基準達成度(WLCTモード)を用いる)
		自動車取得税	燃料電池自動車(水素を燃料とするもの)、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	平成21年度から平成32年度までに新車新規登録等を受けた自動車の取得について、自動車取得税を課税免除。
東京都		自動車税	燃料電池自動車(水素を燃料とするもの)、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	平成21年度から平成32年度までに新車新規登録等を受けた場合について、初年度の月割課税分及び翌年度から5年度分の自動車税を課税免除。
神奈川県		自動車税	燃料電池自動車導入補助金の交付の決定を受けた自動車	燃料電池自動車導入補助金の交付の決定を受けた者	自動車の新規登録の日が属する年度(3月中に新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度)以後5年度分の自動車税の全額減免
神奈川県	海老名市	軽自動車税	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに最初の新規検査を受けたグリーン化特例に該当する軽自動車	納税義務者	適用期間：平成30年度分のみ ①概ね75%軽減 【対象】電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両又は平成30年排出ガス規制に適合する車両) ②概ね50%軽減 【対象】平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 乗用：平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの 貨物用：平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの ③概ね25%軽減 【対象】平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 乗用：平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの 貨物用：平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの
	箱根町	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車のうち、電気を動力源とする車両(小型特殊車両は除く)	対象車両にかかる軽自動車の納税義務者	・軽減率:100%免除 ・適用期間：課税開始年度から3年間

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
神奈川県	湯河原町	軽自動車税	電気のみを原動力とする軽自動車等	対象車両に係る軽自動車税の納税義務者(個人・法人)	軽減率:全額免除 措置期間:平成26年度～平成30年度(毎年度申請が必要)
	愛川町	軽自動車税	電気自動車	対象車両にかかる軽自動車の納税義務者	・軽減率:100%免除 ・適用期間:平成27年度～平成31年度(毎年申請が必要)
新潟県		自動車税	平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録(中古車は除く)された電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	新車新規登録年度のみ 電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車:おおむね50%免除
		自動車取得税	平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録(検査)された電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車:おおむね50%免除
新潟県	柏崎市	軽自動車税	新規検査を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	納税義務者	新規検査を受けた年度の翌年度(4月1日の場合は当該年度)から軽自動車税を次の区分で免除 電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車:半額免除
静岡県	菊川市	軽自動車税	平成29年4月1日から平成30年3月31日及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得したグリーン化特例に該当する車両	納税義務者	適用期間:平成30年度、平成31年度 ①75%軽減 【対象】 ・電気自動車・天然ガス自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減) ②50%軽減 【対象】 ・H30年排出ガス基準50%低減又はH17年排出ガス基準75%低減かつH32年度燃費基準+30%達成車(乗用) ・H30年排出ガス基準50%低減又はH17年排出ガス基準75%低減かつH27年度燃費基準+35%達成車(貨物) ③25%軽減 【対象】 ・H30年排出ガス基準50%低減又はH17年排出ガス基準75%低減かつH32年度燃費基準+10%達成車(乗用) ・H30年排出ガス基準50%低減又はH17年排出ガス基準75%低減かつH27年度燃費基準+15%達成車(貨物) ※②、③については揮発性(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。 また、各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されているものをいう。
愛知県		自動車税	平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車	納税義務者	新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分を全額免除
愛知県	豊田市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車(二輪車を除く)及びミニカー	自らが利用する目的で平成26年4月2日から平成31年3月31日までに新規登録された車両の所有者	10/10・3年間
三重県	四日市市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車等	同左の納税義務者	軽減率:100%軽減 適用期間:平成23年度から平成30年度まで
京都府		自動車取得税	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)及び燃料電池自動車(FCV)	納税義務者	【軽減率】100%(課税免除) 【適用期間】初度登録時
		自動車税	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)及び燃料電池自動車(FCV)	納税義務者	【軽減率】約75% 【適用期間】初度登録の翌年度及び翌翌年度
京都府	京丹波町	軽自動車税	電気自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車)	納税義務者	【軽減率】全額免除 【適用期間】平成22年4月1日から10年間
長崎県	長崎市	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車	事業者及び個人(納税義務者)	軽減率:全額 適用期間:申請時より1年間(毎年申請)
鹿児島県	奄美市	軽自動車税	軽自動車	市内に主たる定置場のある軽自動車の所有者	軽減率 電気自動車・天然ガス自動車導入の翌年度1年間軽自動車税を概ね75%軽減

※1:本ガイドブック発行時点で公表可能な情報を中心に、環境省が独自に調査しているため、必ずしも全ての情報を掲載できているわけではありません。

※2:掲載情報は、調査時点での内容であり、地方議会における審議結果などを受けて、変更となる場合があります。

※3:最新の情報については、各地方公共団体のホームページにてご確認ください。